

(Guarantee Information)

- ◇平成28年度 組織体制のご案内
- ◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内
- ◇お知らせ

「条件変更改善型借換保証」の創設について 愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について〔適用日平成28年4月1日から〕 「中小企業会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の取扱期限延長について ホームページをリニューアルしました

がんばる中小企業のベストパートナー



(Column)

◇愛媛お宝図鑑① 「豊臣秀吉画像」

保証月報



— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —

Contents

⟨Guarantee Information⟩	
◇平成28年度 組織体制のご案内◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内◇お知らせ	1
◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内	2
◆お知らせ	(3)
	(3)
愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について(適用日平成28年4月1日から) …	
「中小企業会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の取扱期限延長について	
ホームページをリニューアルしました	(5)
3. A . 7 e 7 = 1 / 7 0 6 0 / c	
〈保証状況〉	
◇今日の 保 証概況(平成28年3月)	6
◇★·支店別保証状況	🚹
	🚹
◇本·支店別保証状況◇金融機関別保証状況◇業種別保証状況	(8)
◇未僅がは近ろが◇金額別・期間別・使途別保証状況	0
	(1)
◇ ランキングベスト10 ····································	(1)
◇ 金融機関店舗別保証状況 ************************************	(D
▽ 並附(成) が は が が が が が が が が が が が が が が が が が	
/ 动态/P.红料在 \	
〈融資保証制度〉◇融資保証制度一覧	10
◇信用保証料率表	(B)
⟨√活用保証科率衣	20
◇今月の保証協会団信実績	<u> </u>
◇ラ月の末間協会団信夫領 ************************************	
(Column)	
◇愛媛お宝図鑑●「豊臣秀吉画像」	



当協会ホームページのご案内

愛媛県信用 検索

http://www.ehime-cgc.or.jp/

お知らせ(更新·新着情報)

2016年04月05日/保証の概況「平成28年3月」を掲載しました。

2016年04月01日/役員名簿を更新しました

2016年03月18日/ホームページをリニューアルしました

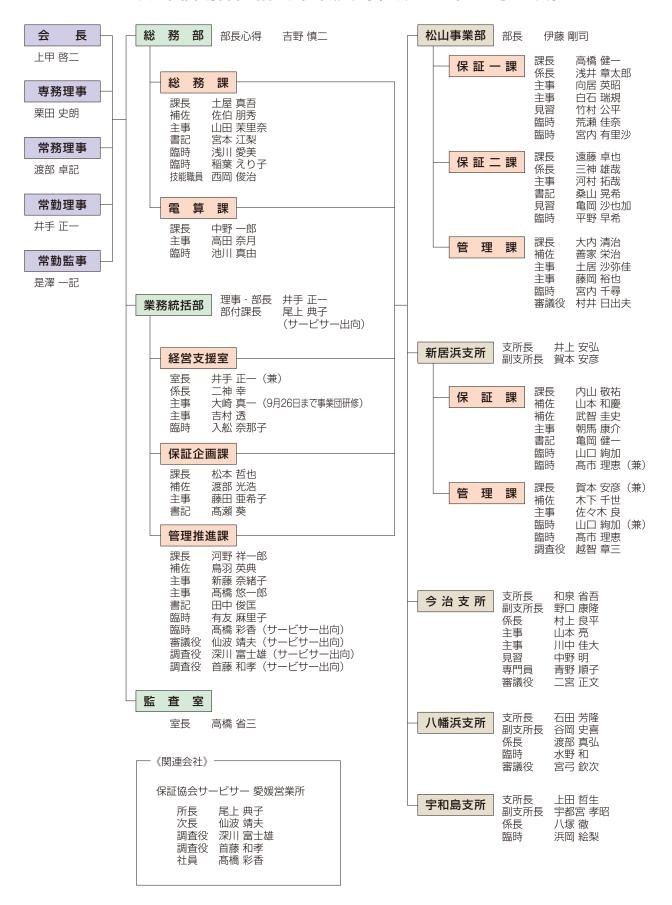
2016年03月18日/平成27年度「自殺対策強化月間」に

おける取り組みについて

2016年03月02日/保証の概況「平成28年2月」を掲載しました。

平成 28 年 4 月 1 日の人事異動により、以下の組織体制となりましたのでお知らせいたします。

愛媛県信用保証協会 組織図(平成28年4月1日)



050ダイヤルイン番号表変更のご案内

- ◇当協会では「050 ダイヤルイン」を導入しております。 このたびの人事異動により変更になりましたので、お知らせいたします。
- ◇松山事業部・各支所へはひとりひとりに直接つながりますのでご利用ください。 ※担当者が話し中または離席の場合は、他の職員が対応いたします。

本	部	TEL 089(931)2111(ft)	新居浜	支所保証課管理課	TEL 0897 (33) 8282 TEL 0897 (33) 8292
総務	部		支所長	井上 安弘	050 - 3803 - 2012
総務課電算課	(050 ダイヤルイン)	089 - 931 - 2111 050 - 3803 - 1965 089 - 931 - 2115	保 課長	課 内山 敬祐 山本 和慶	050 - 3803 - 2013 050 - 3803 - 2015
業務統経営支援		050 - 3803 - 1968 089 - 931 - 2116		武智 圭史 朝馬 康介 亀岡 健一	050 - 3803 - 2017 050 - 3803 - 2022 050 - 3803 - 2018
保証企画	(050 ダイヤルイン)	050 - 3803 - 1971 089 - 931 - 2114 050 - 3803 - 1967	管理	山口絢加課	050 - 3803 - 2020
管理推進監查	生課 (050 ダイヤルイン)	089 - 931 - 2117 050 - 3803 - 1972	課長	登	050 - 3803 - 2021 050 - 3803 - 2014 050 - 3803 - 2025
		089 - 931 - 2180		高市 理恵 越智 章三	050 - 3803 - 2024 050 - 3803 - 2011
	事業部	TEL 089(931)2118			
部長	伊藤剛司	050 - 3803 - 1977	今 治 支	所	TEL 0898(23)0170
保証・課長	一 課 高	050 - 3803 - 1993 050 - 3803 - 1979 050 - 3803 - 1984 050 - 3803 - 1985 050 - 3803 - 1995 050 - 3803 - 1991 050 - 3803 - 1992	支所長 副支所長	和泉 新田 東良 東良 東良 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	050 - 3803 - 1951 050 - 3803 - 1952 050 - 3803 - 1954 050 - 3803 - 1955 050 - 3803 - 1953 050 - 3803 - 1956 050 - 3803 - 1963 050 - 3803 - 1990
保証:課長	二 課 遠藤 卓也 三神 雄哉	050 - 3803 - 1978 050 - 3803 - 1994	八幡浜	支 所	TEL 0894(22)2003
<i>^</i>	河村 拓哉 桑山 晃希 亀岡 沙也加 平野 早希	050 - 3803 - 1998 050 - 3803 - 2004 050 - 3803 - 1999 050 - 3803 - 1989	支所長 副支所長	石田 芳隆 谷岡 史喜 渡部 真弘 水野 和 宮弓 欽次	050 - 3803 - 1958 050 - 3803 - 1961 050 - 3803 - 1960 050 - 3803 - 1959 050 - 3803 - 1962
置 課長	大内 清治 善家 栄治 土居 沙弥佳	050 - 3803 - 2007 050 - 3803 - 2003 050 - 3803 - 2006	宇和島	上田 哲生	TEL 0895 (22) 6556 050 - 3803 - 1944
	藤岡 裕也 宮内 千尋 村井 日出夫	050 - 3803 - 2008 050 - 3803 - 2002 050 - 3803 - 1988	副支所長	宇都宮 孝昭 八塚 徹 浜岡 絵梨	050 - 3803 - 1945 050 - 3803 - 1946 050 - 3803 - 1949

「条件変更改善型借換保証」の創設について

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受ける ことが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、事業計画の策定、認定経営革新等支援機関による支援を前 提に、既往借入金を最長 15 年の保証で借換えることを可能とし、中小企業者の資金調達の円滑化を図るこ とを目的とし「条件変更改善型借換保証」が創設されました。

Ę	条件変更改善型借換保証の概要
資格要件	次の各号の要件をすべて満たすこと。 ① 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること。 ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。 ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
申 込 方 法	金融機関経由保証に限る
保証限度額	2億8千万円 (※中小企業者が組合等の場合は4億8千万円) 普通保険にかかる保証 2億円 無担保保険にかかる保証 8千万円
保証割合	金融機関が選択した責任共有制度の方式(責任共有対象のみ取扱)
対 象 資 金	保証付きの既往借入金の返済資金 ※事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めるこ とができる。
貸 付 形 式	証書貸付
保 証 期 間	15年以内(据置期間 1年以内を含む)
返 済 方 法	原則、均等分割返済
信用保証料率	責任共有保証料率 0.45 ~ 1.90 %
担 保・ 保 証 人	原則として、本保証の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比べて中 小企業者に不利にならない保証条件によるものとする。 また、保証付きの既往借入金の借換えに伴い、返済資金以外の事業資金(新規の融資分) を含めて保証を行う場合は、通常の借入れに対する保証と同様に取り扱う。
貸 付 金 利	金融機関所定利率
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書面を添付する。 ① 状況説明書【条件変更改善型借換保証用】 ② 事業計画書(申込人が策定したもの) ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 (事業計画書に記載されている場合は不要)
期中モニタリング	金融機関は、中小企業者から四半期に1回、事業計画の実行状況の報告を受ける必要があります。 また、年に1回、計画実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況について保証協会に報告を行っていただきます。

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について (適用日平成28年4月1日から)

後継者不足等のため、存続の見通しがつかない中小企業者等から事業承継を行おうとする者(親族、従業員、第三者等)について、その事業承継に係る相続や事業資産又は経営権の買い取りなどに要する資金を融資し、事業を継続させることを目的に、新事業創出支援資金に事業承継支援枠を追加します。

(改正内容)

1. 新事業創出支援資金に事業承継支援枠を追加

(1) 保証対象者

県内に居住又は県内に事業所を有する中小企業者であって、県内で新たに中小企業者として事業承継 しようとする(事業承継後5年未満の者を含む。)次の者。

- ① 経営承継円滑化法第 12 条第 1 項に規定する経済産業大臣に認定を受けた中小企業者
- ② 後継者不在などにより事業継続が困難となっている会社又は個人事業主から、事業の全部又は一部を 承継する計画を定め、その計画に基づき事業を承継する者。

(2) 保証対象資金

- ① 事業承継計画の策定及び実施に係る資金
- ② 事業の承継に起因して、当該中小企業者以外の者が有する事業継続上必要な議決権株式を取得するための資金
- ③ 事業承継に起因して、当該中小企業者以外の者が有する事業継続上必要な事業用資産等を取得するための資金

(3) 保証条件等

運転資金 融資限度額 50,000 千円 保証期間(据置) 5年以内(1年以内)設備資金 融資限度額 100,000 千円 保証期間(据置) 10年以内(1年以内) ※融資利率 1.5%

「中小企業会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の取扱期限延長について

平成 25 年 4 月より取扱いを行っている標記割引制度の取扱期限が、以下の通り延長となりましたのでお知らせいたします。

1. 取扱期限

変更前	変 更 後
平成 28 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日
保証申込受付分まで	保証申込受付分まで

ホームページをリニューアルしました



このたび、当協会のホームページを 平成28年3月18日よりリニューア ルいたしました。前回のリニューアル から約5年が経過していたため、全て のページを見直し改善いたしました。 今後もご利用になる皆様にとって分か りやすく使いやすいホームページとな るよう努めてまいりますので、是非ご 覧ください。

なお、リニューアルに伴う主なホー ムページ内容変更点等は以下のとおり です。

1. スマートデバイス対応

スマートフォンやタブレット端末の画面の幅に合わせて表示方法が 変更される機能に対応しております。

- 2. 創業支援・経営支援のページ追加
- 3. コンプライアンスのページ追加
- 4. 保証協会団信のページ追加
- 5. 信用保証料のページ追加
- 6. 責任共有制度のページ追加
- 7. 広報物のご案内ページに月報のバックナンバーを追加 過去の保証月報をご覧になることができます。
- 8. 保証制度のページ すごサポ、経営改善サポート保証を追加掲載しました。
- 9. 金融機関専用ページの書式ダウンロードを整理 情報量が多いため、インデックスを付けて検索しやすいように改 善しました。 なお、ID・パスワードについては変更ございません。

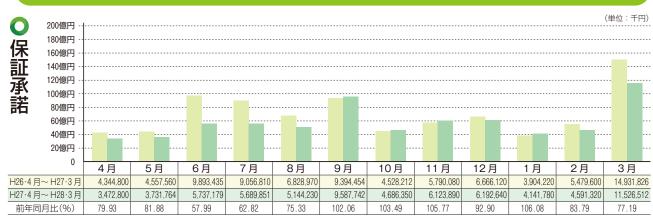
今月の保証概況 (平成28年3月)

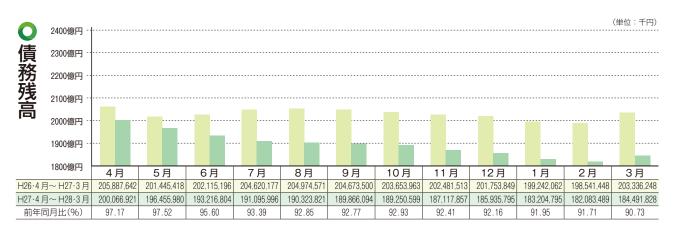
実 績

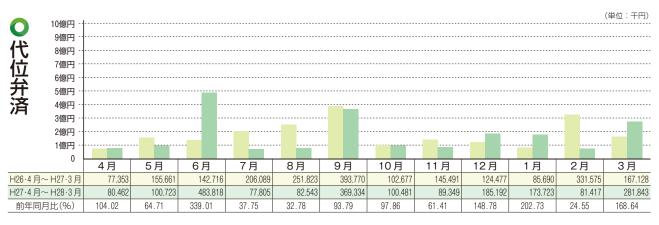
(単位:千円)

		当月	中		当 月 末					
区分	件数	金額	対前年同	前年同月比(%)		金額	対前年同月比(%)			
	十女人	並积	件数	金額	件数	並供	件数	金額		
保証申込	938	11,191,062	86.45	76.92	6,729	72,668,608	83.90	83.06		
保証 承諾	980	11,526,512	85.44	77.19	6,580	70,626,058	84.00	82.72		
保証債務残高					24,206	184,491,828	97.75	90.73		
代 位 弁 済	26	281,843	104.00	168.64	256	2,106,691	95.17	96.44		

推移グラフ







本・支所別保証状況 (平成28年3月分)

(単位:千円)

					保	証	承	諾			保	証債務列	表 高		亻	せ 位	弁	 済	
_	- /			当月	1 中	1	当 月 末			当 月 末				当 月	中	当月末			
[2	区分	<u>ז</u>	件数	金	額	前年比(%)	件数	金	額	前年比 (%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比(%)
本		所	565	6,38	35,312	75.62	3,274	34,69	95,914	82.74	11,406	84,127,8	91.75	9	65,296	56.28	119	1,030,914	91.18
新	居	浜	162	1,84	40,500	68.91	1,337	13,66	61,020	78.08	5,440	43,074,0	33 89.45	12	207,570	559.46	62	568,474	101.76
今		治	104	1,4	74,100	68.07	973	11,68	56,044	83.31	3,513	28,755,4	88.25	1	2,130		21	114,340	46.87
八	幡	浜	83	1,09	90,300	153.11	520	5,8	73,600	87.26	1,894	16,148,1	25 93.12	0	0		22	185,814	143.28
宇	和	島	66	73	36,300	78.40	476	4,73	39,480	90.78	1,953	12,386,2	72 91.35	4	6,847	48.88	32	207,148	170.43
合		計	980	11,52	26,512	77.19	6,580	70,62	26,058	82.72	24,206	184,491,8	28 90.73	26	281,843	168.64	256	2,106,691	96.44

金融機関別保証状況 (平成28年3月分)

(単位:千円)

			保 証 承 諾					1禾	証債務残	局		代 位				
			当	月 中	<u> </u>		ŧ	빌			当	月 中	当 月 末			
			件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	件数	金 額	構成比	
	伊	予	271	3,402,827	2,098	26,435,516	37.43	9,688	90,128,494	48.85	10	183,609	83	786,056	37.31	
	四	国	5	59,500	53	552,800	0.78	262	2,320,821	1.26	0	0	3	4,921	0.23	
	百 -	十四	11	104,700	59	654,450	0.93	336	2,845,525	1.54	4	56,009	7	66,829	3.17	
	阿	波	0	0	5	114,000	0.16	61	607,309	0.33	0	0	0	0	0.00	
	広	島	12	136,000	210	3,002,650	4.25	734	7,032,445	3.81	0	0	2	4,995	0.24	
	中	玉	0	0	0	0	0.00	34	445,188	0.24	0	0	0	0	0.00	
	Щ		6	129,000	25	366,500	0.52	59	1,003,214	0.54	0	0	0	0	0.00	
銀	西日	日 本	0	0	0	0	0.00	3	10,789	0.01	0	0	0	0	0.00	
	み 7	ず ほ	3	150,000	7	296,000	0.42	26	543,133	0.29	0	0	0	0	0.00	
	b -	そな	0	0	0	0	0.00	1	30,008	0.02	0	0	0	0	0.00	
	三井	住友	0	0	0	0	0.00	17	81,730	0.04	0	0	0	0	0.00	
	三菱	東京	0	0	3	125,000	0.18	15	309,932	0.17	0	0	0	0	0.00	
行	三井住	友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あお	ぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛	媛	486	6,401,550	2,491	28,593,777	40.49	7,023	50,619,669	27.44	6	11,533	92	940,149	44.63	
	香	Ш	14	173,500	144	1,864,300	2.64	775	6,254,050	3.39	4	25,930	19	82,048	3.89	
	高	知	3	16,000	42	284,000	0.40	209	1,242,516	0.67	0	0	2	2,029	0.10	
	徳	島	7	61,000	38	541,000	0.77	122	839,413	0.45	0	0	1	1,848	0.09	
	ŧ ;	み じ	1	1,000	2	4,300	0.01	3	10,559	0.01	0	0	0	0	0.00	
	小	計	819	10,635,077	5,177	62,834,293	88.97	19,368	164,324,793	89.07	24	277,080	209	1,888,876	89.66	
	愛	媛	137	776,035	1,116	6,279,925	8.89	3,513	14,938,740	8.10	2	4,762	28	112,183	5.33	
/=	JII 7	之 江	4	14,000	33	193,700	0.27	162	878,423	0.48	0	0	4	38,799	1.84	
信用	東	予	6	24,500	97	487,070	0.69	365	1,315,738	0.71	0	0	4	14,261	0.68	
金	宇	自島	13	71,900	142	730,750	1.03	716	2,269,973	1.23	0	0	10	47,449	2.25	
庫	観	音 寺	0	0	1	3,000	0.00	2	10,370	0.01	0	0	0	0	0.00	
,—	信金	中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	小	計	160	886,435	1,389	7,694,445	10.89	4,758	19,413,245	10.52	2	4,762	46	212,691	10.10	
朝	銀	西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
県	信	連	0	0	<u> </u>	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
単		農協	1	5,000	4	11,160	0.02	8	16,646	0.01	0	0	0	0	0.00	
県		魚連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
農	林『	中 金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
		中 金	0	0	10	86,160	0.12	72	737,145	0.40	0	0	1	5,124		
損	保·		0	0	0	0		0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
労		金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
そ		他	0	0	-	0		0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	<u>ال</u>	計	1	5,000	_	97,320		80	753,791	0.41	0	0	1	5,124	0.24	
合	ì	計	980	11,526,512	6,580	70,626,058	100.00	24,206	184,491,828	100.00	26	281,843	256	2,106,691	100.00	

業種別保証状況

業種別保証状況 (平成28年3月分)

(単位:千円)

美俚列保盐状况 (半点	火 20 ·	牛3月分)				ı	(単位:千円						
区 分	当	月中			末		当月ま		当	月中	当	r	末
生1	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	件数	金額	構成比
製 造 業 食 料 品 工 業	113 21	1,680,800 194,500	981 138	12,503,940 1,893,250	17.70 2.68	4,052 601	40,121,305		14	-	67 10	844,546 85,687	40.09
食 料 品 工 業 繊 維 品 工 業	11	95,900	116	1,693,230	2.00	481	6,209,056 5,780,701	3.13	0		5	36.780	1.75
木材 · 木製品工業	1	100,000	30	518,200	0.73	160	2,113,899		0		0	0,700	0.00
家具・建具工業	2	18,500	19	114,500	0.16	97	478,461	0.26	0		0	0	0.00
紙工業	7	73,500	50	840,000	1.19		3,700,519		0	-	1	8,436	0.40
製版・製本業	0	0	6	52,000	0.07	17	109,903		0		1	19,182	0.91
化学工業	2	42,500	9	383,000	0.54	18	410,998		0		4	68,403	
石油石炭製品工業	0	0	0	0	0.00	1	20,500		0	0	0	0	0.00
ゴム・プラスチック工業	2	6,000	12	85,000	0.12	66			11	106,435	17	145,402	6.90
ゴム製品製造業	1	60,000	3	170,000	0.24	6	122,613	0.07	0	0	0	0	0.00
皮 革 工 業	0	0	0	0	0.00	1	47	0.00	0	0	0	0	0.00
窯業	2	66,000	30	587,400	0.83	119	1,496,652		0		1	1,717	0.08
機 械 工 業	15	318,500	125	1,897,550	2.69		5,940,354		2		7	132,587	6.29
電気機器工業	2	37,000	33	558,136	0.79		1,550,293		0		8	262,318	12.45
車輌工業	1	5,000	4	27,000	0.04	13	172,094		0		1	3,032	0.14
船舶工業	2	92,000	32	873,500	1.24	122	1,578,147	0.86	0	-	4	67,389	3.20
金属工業	13	311,700	129	1,515,200	2.15	481	5,064,867	2.75	1	_,	3	6,819	
ソフトウェア業	5	71,000	36	315,100	0.45		1,057,684		0		1	1,787	0.00
情報処理サービス業農 林 漁 業	0	0	1 5	2,000	0.00	10	11,856		0		0	0	0.00
農林漁業	26	188,700	203	31,000 1,150,000	0.04	10 790	66,385 3,596,158		0		4	5,006	0.00
<u> </u>	20	188,700	203	1,150,000	0.00	190			0		0	0,000	0.22
土石採取業	2	75,000	11	267,000	0.38	39	-		0		0	0	0.00
木 材 伐 出 業	0	0,000	1	6,000	0.00	5			0		0	0	0.00
建設業	262	2,591,477	1,741	17,046,995	24.14	6,029	42,783,880		1		37	175,784	8.34
卸売業	112	1,649,500	673	9,964,940	14.11	2,658	24,746,554		1	,	28	197,803	9.39
小 売 業	128	1,421,985	1,001	9,361,645	13.26	3,672	23,546,994		6		50	356,116	16.90
飲 食 店	67	349,200	460	2,260,514	3.20	1,544	5,318,274		2		19	60,245	2.86
不 動 産 業	32	604,000	167	2,562,073	3.63	613	5,374,726	2.91	0	0	12	104,006	4.94
運 送 業	46	865,900	282	5,391,600	7.63	1,082	14,298,941	7.75	1	29,099	16	133,486	6.34
貨物運送取扱業	0	0	0	0	0.00	1	1,388		0		0	0	0.00
倉 庫 業	1	30,000	3	65,000	0.09	18			0		0	0	0.00
物品預り・駐車場業	1	6,000	3	13,000	0.02	10			0	-	0	0	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業	0	75, 500	4	33,500	0.05	48	563,675		0		0	00.010	0.00
印刷業	6	75,500	41	425,300	0.60	202	1,629,061	0.88	0		0	38,016	1.80
出 版 業 サ - ビ ス 業	205	3,000 2,162,650	5 1.171	21,000 10,617,651	0.03		186,951 25,065,661	0.10			23	196,688	9.34
	4	67,000	23	402,000					-	_		855	_
物 品 賃 貸 業	5	211,000	29	646,800			2,047,912		0		0	000	
洗濯・理美容・浴場業	31	122,200	170	770,800								-	
その他の生活関連サービス業	4	165,000	16	347,000					0		1	2,604	
旅 行 業	0	0	7	56,500			149,717		0	-	0	0	0.00
映画·娯楽業	2	33,000	18	142,199					1	1,227	5	71,353	3.39
広 告 業	3	30,000	30	375,240	0.53	117			0	0	4	6,825	0.32
放 送 業	0	0	0	0					0	_	0	0	
情報通信サービス業	0	0	6	73,500					0	_	0	0	0.00
運輸サービス業	0	0	14	97,200					0		0	0	0.00
職業紹介・労働者派遣業	1	5,000	5	35,000							0	7 000	0.00
その他の事業サービス業	24	307,000	100	756,300								7,602	
専門サービス業技術サービス業	27 17	72,350	137 133	441,780 799,200			1,228,383 1,378,380		0		3	23,986	
	62	116,700 889,900	339	4,621,500			9,175,584		0		2		
医療・福祉業 廃棄物処理業	17	115,000	74	709,132			2,035,466				0		0.1
教育・学習支援事業	3	4,500	37	161,600					0	-	2	12,822	0.61
その他のサービス業	5	24,000	33	181,900					0		2	62,664	
保険媒介代理業	3	7,500	27	59,300			187,396				0	02,004	
郵便業	0	0	0	0				+				0	_
通信業	0	0	0					_					
インターネット付随サービス業	1	4,000	9								0	0	0.00
合 計	980	11,526,512	6,580			24,206			-	281,843	256	2,106,691	100.00

※平成24年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

金額別保証状況 (平成28年3月分)

(単位:千円)

		保証	E 7	承 諾		仔	保証債務残	高
区分	当	月 中		当 月 末			当 月 末	
	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
1000以下	133	117,700	778	688,020	0.97	2,334	1,256,500	0.68
1000超 2000以下	103	184,500	813	1,457,500	2.06	2,693	2,910,927	1.58
2000超 3000以下	123	354,600	908	2,606,075	3.69	3,049	5,343,855	2.90
3000 超 5000 以下	277	1,327,250	1,702	8,054,760	11.40	5,865	17,432,420	9.45
5000超 10000以下	99	865,381	866	7,513,071	10.64	3,903	20,454,459	11.09
10000超 15000以下	44	617,000	308	4,254,424	6.02	1,355	12,173,522	6.60
15000超 20000以下	48	939,000	281	5,377,900	7.61	1,277	15,684,673	8.50
20000超 30000以下	68	1,898,300	425	11,830,600	16.75	1,729	32,290,601	17.50
30000超 50000以下	50	2,226,781	300	13,120,909	18.58	1,230	35,358,721	19.17
50000超 60000以下	11	621,000	63	3,613,900	5.12	238	9,239,595	5.01
60000超 70000以下	6	405,000	28	1,893,000	2.68	117	5,683,209	3.08
70000 超 80000 以下	9	720,000	75	5,935,900	8.40	293	16,115,606	8.74
80000 超 100000 以下	5	500,000	17	1,676,000	2.37	59	3,422,167	1.85
100000 超 120000 以下	0	0	4	464,000	0.66	14	1,048,289	0.57
120000 超 150000 以下	1	150,000	3	440,000	0.62	18	1,648,681	0.89
150000 超 200000 以下	3	600,000	9	1,700,000	2.41	32	4,428,603	2.40
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	980	11,526,512	6,580	70,626,058	100.00	24,206	184,491,828	100.00

期間別保証状況 (平成28年3月分)

(単位:千円)

		保証	E 7	承 諾		仔	京証 債 務 残 高	高		
区分	当	月 中		当 月 末			当 月 末			
	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比		
3 カ月以下	42	1,573,500	115	3,432,000	4.86	50	1,547,000	0.84		
3 力月超 6 力月以下	31	1,142,500	179	4,313,600	6.11	89	1,985,935	1.08		
6 カ月超 1 カ年以下	35	781,000	264	5,400,980	7.65	244	5,095,982	2.76		
1 力年超 2 力年以下	23	215,800	190	1,589,290	2.25	397	3,214,053	1.74		
2 力年超 3 力年以下	122	461,200	626	2,439,200	3.45	1,553	3,978,130	2.16		
3 力年超 4 力年以下	20	118,600	163	1,375,410	1.95	517	2,743,647	1.49		
4 力年超 5 力年以下	512	2,905,050	3,560	20,602,694	29.17	13,089	50,808,248	27.54		
5 力年超 7 力年以下	120	2,328,985	880	15,277,814	21.63	4,561	46,047,873	24.96		
7 力年超 10 力年以下	70	1,866,877	587	15,652,570	22.16	3,462	63,196,580	34.25		
10 力年超	5	133,000	16	542,500	0.77	244	5,874,380	3.18		
合 計	980	11,526,512	6,580	70,626,058	100.00	24,206	184,491,828	100.00		

使途別保証状況 (平成28年3月分)

(単位:千円)

					保証	E 7		俘	保証債務残高				
	区	分		当	月 中		当 月 末		当 月 末				
				件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比		
運	転	資	金	881	10,807,012	5,839	65,858,946	93.25	21,377	168,812,461	91.50		
設	備	資	金	60	382,250	431	2,328,370	3.30	1,826	9,897,795	5.36		
運	転 設	備資	金	39	337,250	310	2,438,742	3.45	1,003	5,781,572	3.13		
	合	탉	<u> </u>	980	11,526,512	6,580	70,626,058	100.00	24,206	184,491,828	100.00		

市町制度保証状況

市町制度保証状況 (平成28年3月分)

(単位:千円)

	/D =T 7 =# // // =T /= 7/ TA ==												
				保証	承	諾	保 証	債務残高					
打	長 興	資金	当	月 中	当	月 末	当	月 末					
			件数	金額	件数	金額	件数	金額					
	四	国中央	17	53,800	144	446,100	476	929,026					
	新	居浜	13	41,000	145	480,770	391	836,061					
	西	条	32	119,300	236	851,100	781	1,701,867					
	今	治	37	99,000	313	910,260	879	1,772,725					
	松	山	305	1,009,700	1,462	4,652,374	3,803	8,741,642					
市	東	温	3	8,000	28	83,500	126	214,909					
III	伊	予	0	0	5	12,730	27	52,937					
	大	洲	14	43,600	66	188,800	196	391,987					
	八	幡浜	7	15,500	60	185,400	170	309,505					
	西	予	8	28,700	55	181,900	147	310,712					
	宇	和島	34	108,100	211	641,400	888	1,638,984					
	月	、 計	470	1,526,700	2,725	8,634,334	7,884	16,900,354					
	久	万高原	0	0	0	0	1	460					
	内	子	1	5,000	4	9,000	23	37,567					
	伊	方	0	0	2	10,000	2	9,834					
町	鬼	北	0	0	0	0	1	127					
	松	野	0	0	1	3,000	3	4,381					
	愛	南	0	0	5	14,000	14	25,296					
	亅		1	5,000	12	36,000	44	77,665					
	合	計	471	1,531,700	2,737	8,670,334	7,928	16,978,019					
			•										

			保 証	承	諾	保 証	債務残高
季	節資金	当	月 中	当	月 末	当	月 末
		件数	金額	件 数	金額	件数	金額
松	Щ	1	1,000	2	2,000	1	1,000
今	治	0	0	0	0	0	0
新	居 浜	0	0	0	0	0	0
合	計	1	1,000	2	2,000	1	1,000

				保	証	承		諾			保証	債務	浅高
設備近代	化資金		当	月	中		当	月	末		当	月	末
		件	数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額
松	臣		7		21,850		63		237,070		294		645,159
(う ち	公 害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
今	治		4		33,700		20		106,390		42		160,205
合	計		11		55,550		83		343,460		336		805,363

		保 証	承 諾		保 証	債務残高
小 口 資 金	当	月 中	当月	末	当	月 末
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
今 治	0	0	0	0	1	650
合 計	0	0	0	0	1	650

		保 証	承	諾	保証債務残高			
振興資金(緊急)	当	月 中	当	月 末	当	月 末		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
四国中央	7	51,000	36	231,600	82	397,865		
新 居 浜	2	15,000	31	201,500	129	541,034		
今 治	4	36,000	80	590,400	313	1,437,499		
松 山	0	0	0	0	184	635,763		
八 幡 浜	2	17,000	17	122,000	66	295,551		
西 予	4	33,000	21	180,000	55	294,938		
合 計	19	152,000	185	1,325,500	829	3,602,649		

				保	証	承		諾		保 証	債 務 残 高
振興資金(経営	安定化)		当	月	中		当	月	末	当	月 末
		件	数	金	額	件	数	金	額	件数	金額
松	山		2		15,000		30		141,800	574	1,245,700
今	治		3		18,000		22		79,500	142	294,888
合	計		5		33,000		52		221,300	716	1,540,588

平成28年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキング ベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高

前月	順位	夕 勋:	機関名	保	証債務残高
順位	順加	立た 何戈(成	件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	547	7,293,399
2 →	2	伊予銀行	新居浜支店	450	5,605,929
3 →	3	伊予銀行	今治支店	384	5,190,680
4 →	4	伊予銀行	本店営業部	306	5,087,957
5 →	5	伊予銀行	西条支店	460	4,432,898
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	342	3,700,725
7 →	7	伊予銀行	本町支店	292	3,092,196
8 →	8	伊予銀行	八幡浜支店	240	2,879,168
9 →	9	伊予銀行	川之江支店	224	2,738,026
10 →	10	伊予銀行	大洲支店	214	2,553,944

保証承諾



前月	順位	全 動:	機関名	保	証債務残高
順位	順位	立て 円式 クロー・	成月石	件数	金額 (千円)
2 🗷	1	愛媛銀行	本店営業部	43	988,500
121 🗷	2	愛媛銀行	末広町支店	17	419,200
1 😘	3	愛媛銀行	今治支店	9	400,200
83 🗷	4	愛媛銀行	新居浜支店	11	349,000
46 🗡	3 愛媛銀行	本町支店	20	326,000	
20 🗷	6	愛媛銀行	宇和島支店	17	321,700
49 🗡	7	愛媛銀行	森松支店	18	259,000
99 🗷	8	愛媛銀行	大街道支店	17	253,500
19 🗷	9	愛媛銀行	余戸支店	9	232,500
4 🛰	10	伊予銀行	西条支店	17	232,000

保証承諾



前月	順位	全 动:	機関名	保	証債務残高
順位	川川山	立て 倒光(成岗石	件数	金額 (千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	211	5,179,122
3 🗷	2	愛媛銀行	今治支店	78	1,797,200
2 🔪	3	伊予銀行	今治支店	89	1,545,800
4 →	4	広島銀行	松山支店	86	1,405,950
5 →	5	伊予銀行	本店営業部	53	1,375,800
7 🗷	6	愛媛銀行	宇和島支店	73	1,304,600
8 🗡	7	愛媛銀行	新居浜支店	72	1,242,200
6 🛰	8	伊予銀行	新居浜支店	83	1,147,850
10 🗷	9	伊予銀行	西条支店	101	1,093,300
11 🗷	10	愛媛銀行	西条支店	89	1,027,600

金融機関店舗別保証状況

平成28年3月分 (単位:千円)

平成 28 年	F 3 F	3分												[: 千円]
	A-I)	_	N/4	保	証						残高	代		済
店	舗	名	当	月中	対前年 同月比 (%)	当	月末	対前年 同月比 (%)	当	月 末 金 額	対前年 同月比 (%)	当	月末	代弁率 (%)
みずほ	松	山	件数 0	金 額 0	(%)	件数 0	金 額 ()	0.00	件数 12	金 額 79,353	58.78	件数 0	金 額 0	
07 9 IA	今	治	3	150,000	428.57	7	296,000	394.67	13	404,746	138.31	0	0	0.00
	高	松	0	0		0	0	0.00	1	59,034	83.77	0	0	
	, ,	計	3	150,000	428.57	7	296,000	132.14	26	543,133	109.04	0	0	
				,			,			,				
りそな	天	六	0	0		0	0		1	30,008	75.01	0	0	
		計	0	0		0	0		1	30,008	75.01	0	0	0.00
		_ `_				0			4.0	70.050	00 57		0	0.00
三井住友			0	0		0	0		13	73,358	39.57	0	0	
	松	仏 町	0	0		0	0		2	5,559	78.88 32.89	0	0	
		後 町谷駅前	0	0		0	0		1	982 1,831	77.45	0	0	
	かく	計	0	0		0	0		17	81,730	41.33	0	0	0.00
		PI		U		U	U		17	01,700	41.00	U	0	0.00
三菱東京	高高	松中央	0	0		1	45,000	150.00	8	171,109	90.64	0	0	0.00
	高	松	0	0	0.00	2	80,000	200.00	5	124,180	325.18	0	0	0.00
	大	阪 西	0	0		0	0		2	14,643	62.35	0	0	0.00
		計	0	0	0.00	3	125,000	178.57	15	309,932	123.75	0	0	0.00
122	_	<u>_</u>	_	100.000	10.00	Ε0.	1 075 000	05 40	000	F 007 0F7	75 77	0	0	0.00
伊予	本	店	5	130,000	19.83	53	1,375,800	65.48	306	5,087,957	75.77	0	100	
	本潮	町 見	5 6	37,000 74,000	11.79	62 23	744,300 225,300	48.65 103.40	292 102	3,092,196 740,845	89.92 90.56	0	193	0.01
	城	北	0	14,000	1,480.00	23	8,000	100.40	2	7,598	90.00	0	0	0.00
		山駅前	7	80,000	49.23	42	488,000	53.16	194	1,569,809	89.97	1	5,589	0.35
	湊		3	87,077	77.75	31	462,177	70.66	188	1,769,890	81.86	2	32,047	1.69
	小	栗	3	15,000	37.97	20	158,500	51.36	81	518,397	85.77	1	1,530	0.28
	1/	花	1	5,000	40.00	12	66,700	68.13	64	258,066	82.74	0	0	0.00
	新	1/	0	0	0.00	8	121,500	72.80	45	291,928	72.29	2	2,770	0.80
	大	街 道	3	12,500	166.67	29	250,200	72.10	120	757,346	81.74	1	2,947	0.36
	_	万	9	143,800	170.18	39	440,000	155.31	113	922,002	94.29	4	34,546	
	道	後	8	129,500	43.30	34	539,000	67.33	179	1,898,991	95.01	0	0	
	東			15,000	300.00	9	72,500	50.00	46	226,185		0	0	0.00
		津浜	8	80,000	22.86	46	369,750	41.41	223	1,950,196	82.05	0	0	0.00
		産市場	0	00,000	61 40	2	42,500	425.00	7	94,206	89.01	0	0	0.00
		屋 町 央市場	6	86,000 10,000	61.43	37 9	478,500 129,500	47.01 88.40	181 40	1,616,580 355,115	89.55 96.84	0	0	0.00
		港通	5		29.93	57	546,300	43.86	265	2,237,763	90.04			
	余		5	22,000	20.75	37	397,000	70.89	169	1,310,575			13,400	0.00
	味		9	66,800	334.00	23	217,300	122.77	63	346,388			3,032	0.97
	石		5	185,000	175.36	19	355,000	77.97	107	1,030,213	92.66		0	0.00
		椿	2	18,000	24.66	21	150,300	40.54	126	752,071	92.41	1	855	0.11
	久		5	21,500	27.22	35	356,992	72.81	130	838,282	92.53	1	8,447	0.91
		音寺	2	6,000	30.61	19	142,000	55.60	98	811,470			0	0.00
	小		2		111.11	11	100,500	38.51	53	413,551	95.74		0	0.00
	堀	江	1	1,750	23.33	6	26,750	8.30	64	452,877	85.90			0.00
	和	気	4	18,500	54.41	11	66,900	33.45	61	430,590	89.19		10,544	2.36
	森中	松		95,300	201.91	31	228,500	66.82	138	768,573	93.36			0.00
	中业	島		7,500	25.00	15	139,300	169.88	21 175	167,918				0.00
	北	条 河原	9	110,000 14,000	54.19 280.00	38	253,700 142,000	44.58 94.35	175 79	1,022,700 571,859	81.95 94.45		99,992 5,242	9.06
	伸川	冯 原	1	20,000	60.61	15 10	315,000	105.18	79	809,775	94.45		5,242	
	砥				0.00	18		39.82	100	532,732				0.00
	松	前	3		42.32	47	648,800	76.85	153	1,818,177				
	114	הם		07,700	7∠.∪∠	71	070,000	10.00	100	1,010,111	JU. 02	U	0	0.00

[※]代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

				保	証	承	諾	<u> </u>	保	証債務	残 高	代	位 弁	済
店	舗	名	当	月 中		当	月末	対前年 同月比	当	月末	対前年	当	<u></u>	<i>//</i> 代弁率
			件数	金額	対前年 同月比 (%)	件数	金額	同月比 (%)	件数	金額	対前年 同月比 (%)	件数	金額	(%)
伊予	郡	中	1	50,000	58.14	39	494,210	100.27	158	1,376,634	95.98	0	0	0.00
	上	灘	0	0		5	47,000	130.56	13	86,330	98.72	0	0	0.00
	中	Щ	0	0		3	93,000	281.82	16	132,450	103.94	0	0	
	久	万	0	0	0.00	10	176,213	66.25	50	520,253	84.25	1	13,600	
	小	田	0	0		1	8,700	54.38	0	0	0.00	0	0	
	今	治	9	75,000	14.58	89	1,545,800	55.44	384	5,190,680	85.24	5	50,869	0.94
	中	浜	6	123,000	439.29	49	699,490	114.20	147	1,534,194	93.39	0	0	
	日	吉	2	7,000	13.62	37	562,300	63.59	195	1,767,695	81.33	4	28,674	1.51
	今		2	38,700	351.82	12	145,900	116.72	77	572,768	92.14	0	0	0.00
	波		2	10,000	33.33	19	265,500	229.87	85	683,512	87.52	0	0	0.00
	鳥	生	2	33,000	137.50	24	290,500	84.45	116	813,786	83.00	0	0	0.00
	桜	井	4	25,000	113.64	13	127,000	193.89	75	403,899	83.43	0	0	0.00
	菊	間	2	27,000	42.86	15	107,000	62.57	49	398,596	75.99	1	7,146	1.68
	大	島	2	75,000	153.06	11	210,000	51.09	94	894,621	89.10	0	0	0.00
	伯	方	3	23,000	766.67	12	219,000	60.83	48	590,464	88.50	0	0	0.00
	宮	浦	1	2,000		14	174,500	425.61	33	268,598	102.85	1	1,653	0.64
	新	居浜	5	51,000	7.41	83	1,147,850	47.54	450	5,605,929	80.75	6	51,637	0.84
	角	野	6	89,300	120.20	41	443,200	54.94	167	1,730,673	88.94	1	13,081	0.73
	新月	居浜東	3	37,000	132.14	21	176,000	76.52	107	731,193	91.30	2	4,690	0.62
	中	萩	2	31,000	155.00	17	220,000	66.87	105	925,576	83.41	2	1,120	0.11
	土	居	6	54,500	160.29	22	148,200	68.14	113	707,844	92.58	0	0	0.00
	Ξ	島	2	7,500	3.97	37	671,500	84.76	192	1,997,141	95.14	2	42,162	2.02
	JH	之 江	4	52,000	30.77	50	930,000	109.77	224	2,738,026	98.33	1	29,099	1.05
	西	条	17	232,000	91.70	101	1,093,300	62.98	460	4,432,898	88.65	6	45,287	0.98
	Ξ	芳	3	14,000	37.74	20	318,300	197.09	84	781,721	88.30	0	0	0.00
	壬	生川	1	3,000	2.55	32	364,000	62.26	143	1,263,451	95.36	2	3,368	0.26
	丹	原	2	51,800	172.67	6	86,050	61.25	38	237,992	78.33	2	70,527	26.89
	小人	松	1	35,000	333.33	23	290,000	127.75	70	671,770	91.59	0	0	0.00
	八	幡 浜	6	117,000	56.66	54	820,800	70.89	240	2,879,168	91.35	0	0	0.00
	大	州本町	2	22,500		10	71,200	41.40	48	359,833	84.53	0	0	0.00
	大	洲	5	67,600	466.21	47	774,900	58.62	214	2,553,944	90.71	0	0	0.00
	長	浜	1	5,000		8	63,300	35.66	49	718,352	93.08	0	0	0.00
	五		3	53,000	265.00	7	119,000	71.69	45	436,887	86.80	0	0	0.00
	内	子	3	9,500		13	198,500	128.90	69	733,660	121.06	0	0	0.00
	Ш		3	38,000	633.33	4	41,800	66.35	28	104,534	42.08	2	22,006	
	伊	方	0	0	0.00	5	88,000	293.33	17	94,407	132.14	0	0	
	Ξ	机	0	0		1	5,000	333.33	1	5,000	57.39		0	
	Ξ	崎	1	1,500	100.00	4	14,500	25.66	21	144,840	89.25	0	0	0.00
	Ξ	瓶	2	11,200	62.22	11	108,700	137.59	40	279,698	92.48		0	
	宇		4	89,500	25.75	57	874,500	51.79	342	3,700,725	83.32		64,742	
	追	手	0	0		0	0	0.00	1	626	75.42		0	
		之町	3	28,000	133.33	15	163,400	66.37	84	667,348	90.04		0	
	野	村	0	0	0.00	21	187,000	112.65	68	495,021	98.60		2,057	0.41
	高	山	0	0		1	35,000	46.67	14	127,805	85.25		0	
	吉	田	3	17,000	850.00	8	67,000	51.94	46	287,110			0	
	近	永	1	30,000	107.14	16	253,000	146.24	48	515,048	97.75		57,484	
	松	丸	0	0		3	16,000	440.44	15	56,085	81.00		0	
	岩	松	0	07,000	0 100 00	8	120,550	112.14	38	248,385	117.95		0	
	愛	南	4	97,000	3,129.03	25	322,630	272.77	84	722,659	101.69		0	
	高	岡	0	11 500	115 00	0	100.004	00 40	2	240	38.46		E 500	
	富士	田	2	11,500	115.00	17	129,804	83.48	73	425,533	92.05		5,590	
	古) 	1	3,500	8.75	35	209,300	65.61	128	574,550	90.90		2,971	0.48
	牛	渕	2	13,000	172.41	12	61,500	59.69	60	277,639		0	0	
	原	町	2	13,000	86.67	11	136,350	94.62	50	348,011	93.30		0	
	日	高	0	0		0	0	0.00	5	39,172	72.53		0	
	丸	亀油市	0	0		0	11 000	0.00		36,362	66.90		0	
	三	津東	0	0		4	11,000	366.67	6	15,152	153.18	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 3	+ 0 /	נענ	1	/ D	==				/□	/ 76	- LA -	(1)		(二十円)
	A-43	-	NIZ.	保	証	7					残高	代		済
店	舗	名	当	月中	対前年 同月比 (%)	当	月末	対前年 同月比 (%)	当	月末	対前年 同月比 (%)	当	月末	代弁率
177.77			件数	金 額		件数	金 額		件数	金額		件数	金額	(%)
伊予	桑	原	4	6,300	35.00	14	143,200	76.78	49	353,002	97.55	0	0	0.00
		音寺	0	0		0	0		1	23,385	83.15	0	0	0.00
		山南	0	0		0	0		0	0	0.00	1	11,150	
	大		0	0	0.00	10	137,500	92.91	52	372,804	104.85	0	0	0.00
		計	271	3,402,827	50.27	2,098	26,435,516	67.65	9,688	90,128,494	88.07	83	786,056	0.83
				_		_							_	
四国	松	Ш	0	0		7	75,300	42.07	44	307,875	59.50	0	0	0.00
		山本町	0	0		4	31,000	33.77	17	139,610	82.55	0	0	0.00
		山南	2	11,500	35.94	9	94,500	49.48	34	235,026	85.00	2	2,484	0.95
	今	治	0	0	0.00	4	19,500	20.38	42	602,678	78.08	0	0	0.00
		幡浜	2	45,000		13	174,500	317.27	36	325,444	113.64	0	0	0.00
		和島	1	3,000		12	76,000	57.40	50	344,382	58.57	1	2,437	0.45
	御	莊	0	0		0	0		3	5,215	53.51	0	0	0.00
		山西	0	0	0.00	4	82,000	30.71	28	302,992	95.77	0	0	0.00
	四	国中央	0	0		0	0	0.00	8	57,599	77.86	0	0	0.00
		計	5	59,500	51.52	53	552,800	52.69	262	2,320,821	77.12	3	4,921	0.18
	1.0		_	0= 0==	100 =		477 565	101 =	0=	1 007 005	400 00		0.00	0.05
百十四	松	— 沪	5	95,000		26	477,500	124.51	97	1,087,883	109.09	1	911	0.09
		居浜	1	4,000	40.00	6	50,000	81.57	54	601,024	78.17	0	0	0.00
	Ξ	島	0	0		0	0	0.00	33	241,131	64.35	0	0	0.00
	今	治	1	1,200	12.00	8	72,200	57.76	54	512,646	74.79	0	0	0.00
	西	条	4	4,500	44.55	19	54,750	56.62	97	401,545	70.90		65,918	13.14
	坎	出東部	0	0		0	0		1	1,296	24.43	0	0	0.00
		計	11	104,700	87.91	59	654,450	93.56	336	2,845,525	83.74	7	66,829	2.20
DET 2 cts	+/\	, Li	0	0	0.00	4	77 000	E1 00	F.7	F00 00F	07 71	0	0	0.00
阿波	松池	田田	0	0		4	77,000 0	51.68	57 1	530,005 11,228	87.71 72.16	0	0	0.00
	藍	住	0	0		0	0		2	31,540	84.56	0	0	0.00
	鳴	門	0	0		1	37,000	90.24	1	34,536	113.29	0	0	0.00
	entu	計	0	0		5	114,000	60.00	61	607,309	88.32	0	0	0.00
		PI			0.00	J	117,000	00.00	01	007,000	00.02		U	0.00
広島	松	山	4	81,000	105.74	86	1,405,950	135.50	183	1,995,473	107.09	1	3,019	0.16
	今	治	3	9,000	900.00	37	524,300	41.29	163	1,540,785	69.18	0	0	0.00
	伊·	予西条	2	35,000	26.52	26	251,000	56.22	131	786,214	77.67	0	0	0.00
		居浜	0	0		19	268,700	55.12	82	1,120,522	98.82	0	0	0.00
	Ξ	島	2	8,500	77.27	28	345,700	89.78	111	816,905	86.49	1	1,976	0.23
	Ш	之 江	1	2,500	35.71	13	127,000	54.16	55	537,496	86.60	0	0	0.00
	因	島	0	0		1	80,000	888.89	6	224,667	83.95	0	0	0.00
	木	江	0	0		0	0	0.00	1	7,495	78.90	0	0	0.00
	岩	玉	0	0		0	0		2	2,888	20.18	0	0	0.00
		計	12	136,000	59.75	210	3,002,650	77.39	734	7,032,445	86.89	2	4,995	0.07
中国		之 江	0	0		0	0	0.00	32	418,536	70.87	0	0	0.00
	丸		0	0		0	0		2	26,652	65.55		0	0.00
		計	0	0		0	0	0.00	34	445,188	70.53	0	0	0.00
			_			0.0	000 500	00.05		005 004	0. 5.			
山口	松	山 24:	5	109,000		23	336,500	68.95	48	865,284	91.51	0	0	0.00
	今		1	20,000		1	20,000	14.55	9	129,389	54.65		0	0.00
	尾	道	0	0		1	10,000		2	8,541	811.88		0	0.00
		計	6	129,000	1,290.00	25	366,500	58.59	59	1,003,214	84.78	0	0	0.00
##□ *	#	1 /.\	0	0		0	0	_	1	1 704	10 40	0	0	0 00
西日本	若広	松島	0	0		0	0		2	1,724 9,065	19.42 97.22	0	0	0.00
	丛	計	0	0		0	0		3	10,789	59.28	Ů	0	0.00
		ρĺ	U	U		U	U		3	10,769	J9.20	U	U	0.00
愛媛	本	店	43	988,500	86.14	211	5,179,122	104.74	547	7,293,399	91.06	8	299,670	4.17
SCASC		央市場	1	10,000		1	10,000	41.67	7	40,409	87.18		233,070	0.00
	1.5	- < · != >//J		,		'	,			.0, 100	50		0	0.00

[※]代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成28年3月分 (単位:千円)

				保	証	承	諸	+	保	証債務	残 高	代	位 弁	済
店	舗	名	当	月 中		当	· 月 末	対前年 同月比	当	月末	対前年	当	,进力 月 末	代弁率
/	пп	П	件数	金額	対前年 同月比 (%)	件数	金額	同月比 (%)	件数	金額	対前年 同月比 (%)	件数	金額	(%)
愛媛	7K 7	全市場	1	30,000	(70)	3	52,500	1,050.00	11	98,344	150.48	0	0	
交 版	末		17	419,200	264.48	61	715,873	120.72	172	1,160,071	105.40	4	38,143	4.21
	大		17	253,500	284.83	67	639,164	194.99	201	1,206,334	112.18	0	00,140	
	道					30		92.45			76.04	3		
		後	9	215,350	81.26		654,150		119	1,065,909			3,729	0.30
	本	町	20	326,000	220.27	79	819,100	138.01	152	1,094,068	104.23	3	53,617	5.35
	Ξ		7	28,000	11.52	41	365,300	60.43	156	977,696	76.43	7	67,791	6.04
	立	花	5	50,000	206.78	40	325,750	107.69	120	698,954	109.72		2,243	
	久	米	4	20,500	17.37	51	509,200	84.69	129	1,084,794	106.41	3	3,792	0.38
	余	戸	9	232,500	174.16	40	575,300	105.37	120	1,086,713	114.88	0	0	
	鴨	Ш	13	123,500	140.34	57	482,440	134.68	151	1,043,575	97.46	0	0	
	中		8	32,700	49.17	27	294,700	130.35	80	520,422	89.22	1	1,254	0.22
	古	JH	6	18,500	12.33	48	352,350	88.20	153	765,747	93.14	1	2,556	
	桑	原	2	2,500	2.59	25	133,300	64.09	79	302,667	86.39	1	6,013	
	森	松	18	259,000	93.33	69	889,100	114.40	202	1,733,828	106.58	5	42,623	2.76
	空	港通	12	63,000	217.24	59	416,000	105.24	153	776,382	110.70	0	0	0.00
	石	井	15	55,000	48.42	63	590,300	113.89	192	1,342,966	97.19	4	36,932	2.78
	雄	郡	9	43,600	36.79	32	252,600	80.52	93	632,112	100.96	0	0	0.00
	重	信	6	29,000	35.15	33	227,400	67.72	101	452,339	89.41	1	4,023	0.93
	郡	中	5	28,500	14.77	31	399,700	87.08	97	889,037	87.12	0	0	0.00
	久	万	1	3,000		7	41,988	71.90	31	124,006	78.92	0	0	0.00
	北	条	15	217,500	209.13	47	513,000	142.20	121	726,461	102.70	4	7,427	1.13
	Ш	之 江	2	1,500	3.95	33	330,300	61.05	108	846,737	96.10	3	41,311	4.68
	Ξ	島	3	3,300	3.82	29	192,600	64.96	98	523,889	88.21	0	0	
	新		11	349,000	196.07	72	1,242,200	163.66	184	2,006,976	101.17	0	0	
		 三浜東	7	96,000	619.35	26	201,450	48.74	92	615,442	99.90	1	457	0.07
	泉	JII	5	57,500	718.75	35	275,500	86.88	86	419,305	91.70	0	0	
	西	条	18	186,500	460.49	89	1,027,600	182.10	221	1,683,927	115.55	4	67,389	
	氷	見	4	31,000	137.78	16	85,950	73.66	52	180,075	99.41	1	9,951	5.91
	壬		1	5,000	29.41	12	97,600	91.13	79	388,718	92.11	0	0	
	丹	原	5	35,400	136.15	31	184,700	163.89	71	305,258	110.31	0	0	
	今	治	9	400,200	68.91	78	1,797,200	105.04	232	2,473,186	97.16	0	0	
	旭	町	5	46,000	25.82	51	640,200	156.89	132	881,178	101.41	0	0	0.00
		止浜	2	7,000	4.19	39	426,400	60.14	95	889,536	85.97	1	3,747	0.39
	伯	方	5	89,500	135.61	35	279,000	177.37	85	567,358	109.53	2	3,405	
	弓	削	1	5,000	38.46	13	102,500	315.38	34	235,912	116.61	0	0,400	
	菊	間	2	14,000	147.37	10	54,500	105.83	23	78,780	114.35	0	0	
				0							112.54			
	吉	海		-	0.00	11	84,400	103.56	41	148,616			0	
	長	浜っ	3	13,000	18.18	10	40,300	34.74	41	183,401	81.41	0	•	0.00
	内	子	3	102,000	234.48	22	400,500	109.73	77 107	689,985	92.61	0	100,000	
	大	洲	15	147,000	132.43	65	477,700	178.91	137	813,560			122,608	
	八		12	184,500	1,677.27	44	621,600	155.50	136	1,059,466	109.94		0	
	Ξ	瓶	4	69,000	125.45	21	312,400	88.75	37	415,225	113.19		0	
) mz		2	37,000	217.65	13	137,000	137.00	40	214,231	118.24		5,005	
	野	村	4	23,000	82.14	10	87,000	97.75	33	208,578	90.10		0	
		之町	4	60,000	214.29	34	314,500	178.79	82	628,969	97.52		10,775	
		和島	17	321,700	126.43	73	1,304,600	164.48	188	1,934,637	104.69		20,070	
	近	永	2	6,000	10.81	25	254,100	125.17	66	525,800	103.21	3	10,580	
	吉	田	4	26,700	72.95	15	74,950	88.28	54	218,140			0	
	岩	松	5	14,500	263.64	20	62,000	183.98	46	122,372	102.34		0	
	城	辺	1	1,500		13		24.98	48	289,531	79.47		0	
		口島南	7	38,500	132.76	29	171,600	145.42	78	301,502	100.71	2	16,359	5.61
	見	奈 良	5	78,000	294.34	20	262,500	190.22	65	398,334	96.11	0	0	0.00
		治 東	7	60,000	857.14	29	168,100	240.14	65	308,800	128.01	0	0	0.00
	湯	築	1	500	1.69	9	32,200	48.02	30	99,827	95.57	0	0	
		山駅前	11	18,800	626.67	30	79,600	131.35	64	218,549		0	0	
	味	生	4	27,000	180.00	21	97,000	151.26	55	151,161	93.50		0	
	松	末	8	81,500	83.33	30		71.89	75	335,504			0	
					,,,,,			50		- 20,00.	520			

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

半成 28 年	- 0 /-	וענ												(: 十円)
				保	証						残 高	代		済
店	舗	名	当	月中	対前年 - 同月比 (%)	当	月 末	対前年 同月比 (%)	当	月 末	対前年 同月比 (%)	当	月 末	代弁率
			件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	(%)
愛媛	中	萩	3	5,300	35.33	21	83,200	48.65	73	221,029	88.26	2	8,510	3.61
	日	高	5	37,000	100.00	25	164,700	79.22	93	438,075	90.61	0	0	0.00
	\equiv	津浜東	6	35,300	641.82	13	58,400	172.57	27	51,485	67.50	0	0	0.00
	金	生	1	15,000	25.00	24	155,700	67.84	66	320,657	97.15	0	0	0.00
		之 庄	2	8,500		12	54,800	30.11	45	229,273	90.83	0	0	0.00
	飯	岡	2	23,000		13	94,400	129.32	40	142,186	109.42	1	1,787	1.40
]]]	内	3	18,000		24	265,000	122.69	66	433,100	99.60	0	0	0.00
	桜	井	0	10,000		12	116,290	60.13	63	256,831	75.78	0	0	0.00
	松	前	9	58,000		30	364,000	209.76	87	615,894	122.37	3	3,354	0.62
		原										0	0,004	
	姫		0	C		3	12,000	80.00	15	24,791	118.47	-		0.00
	東	京	0	04 500		0	0	4.47.00	1	4,050	69.23		0 504	0.00
	土		7	91,500		22	233,200	147.69	56	439,054	97.30		32,534	7.78
	砥		2	5,000		23	138,600	76.24	59	414,962	97.15	2	12,493	3.02
	来		4	18,500		34	287,000	95.79	95	549,583	104.06	0	0	0.00
		計	486	6,401,550	99.10	2,491	28,593,777	109.38	7,023	50,619,669	97.73	92	940,149	1.92
高知	松		0	C		4	18,000	120.00	25	210,591	70.28	0	0	0.00
	今	治	0	C		5	56,000	72.73	35	195,740	54.38		0	0.00
	新	居浜	0	(0.00	8	31,200	21.58	54	377,225	86.63	0	0	0.00
	八	幡 浜	0	(2	18,000	19.44	24	169,806	86.16	0	0	0.00
		和島	3	16,000		15	133,000	345.45	43	172,505	131.65	2	2,029	1.37
	城	辺	0	C		8	27,800	132.38	28	116,649	91.72	0	0	0.00
		計	3	16,000	66.67	42	284,000	73.06	209	1,242,516	80.14	2	2,029	0.14
							,,,,,,			, , , ,			, ,	
徳島	松	山	0	C	0.00	4	51,500	54.21	29	248,287	70.30	1	1,848	0.62
10.125	今		7	61,000		34	489,500	131.59	93	591,126	113.81	0	0	0.00
		計	7	61,000		38	541,000	115.85	122	839,413	96.20	1	1,848	0.22
		РІ	,	01,000	1,010.01	00	011,000	110.00	122	000,110	00.20	i i	1,010	0.22
香川	松	山	0	C	0.00	16	353,500	79.01	99	942,426	89.32	5	17,473	1.75
Η/П		山西	1	21,000		14	217,500	74.26	69	590,362	82.17	6	40,818	6.30
		治												
	今		6	91,000		24	257,200	74.63	121	940,508	85.62	0	0	0.00
	西	条	1	5,000		15	242,000	86.43	79	570,065	84.55	2	4,588	0.74
		居浜	1	15,500		14	241,000	52.67	89	916,209	75.34	0	0	0.00
	Ξ	島	0	0		14	78,300	76.35	61	350,578	77.27	2	10,194	2.57
		之江	2	25,000		16	303,000	72.74	81	1,039,562	84.93	1	4,004	0.37
	大		1			11	55,000	43.82	42	208,537	95.67		2,480	
		幡浜	1	6,000		10	55,000	90.02	44	144,651	81.20		0	0.00
		和島	1	3,000	5.00	9	45,800	14.85	67	390,782	88.46	1	2,492	0.55
	岩		0	C		1	16,000	17.39	23	160,369	83.67	0	0	0.00
		計	14	173,500	108.34	144	1,864,300	63.66	775	6,254,050	83.73	19	82,048	1.21
もみじ	因	島田熊	1	1,000		1	1,000	10.00	2	7,259	75.93	0	0	0.00
	因	島	0	C		1	3,300		1	3,300		0	0	0.00
		計	1	1,000		2	4,300	43.00	3	10,559	110.45	0	0	0.00
愛媛信用	本	店	10	48,600	51.43	47	270,600	52.56	178	713,686	78.67	6	21,337	2.49
	城		1	500		19	108,800	90.82	62	192,837	73.62		50,316	20.20
		山本町	5	14,000		24	149,400	78.10	77	301,471	90.94		0	0.00
	道		4	17,500		17	61,500	72.27	63	250,779	93.81	0	0	0.00
	土		0	17,000		7	24,500	23.50	0	0	0.00	-	0	0.00
		環束本	3	37,000		16	80,100	55.55	92	365,540	88.05		6,695	1.79
	久		16	74,200		63	282,650	144.43	111	557,070	116.17	0	0,093	0.00
		見												
	潮		3	34,500		25	153,300	51.56	82	429,883	102.56		0	0.00
	余		2	11,000		13	136,500	97.85	38	273,426	116.40		0	0.00
	湊		0	7.000		0	0	0.00	2	693	70.40		0	0.00
		央 通	2	7,000		14	64,200	70.16	37	124,767	103.38		0	0.00
	石	井	6	13,000	42.62	48	277,700	73.37	145	842,736	100.03	1	1,299	0.15

[※]代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

				保	証	承	諾	:	保	証債務	残高	代	位 弁	済
店	舗	名	当	月中		当	月 末		当	月末	対前年	当	月末	// 代弁率
/	ΡΠ	П	件数	金額	対前年 同月比 (%)	件数	金額	対前年 同月比 (%)	件数	金額	対前年 同月比 (%)	 件数	金額	(%)
愛媛信用	H 17	井	4	16,200	43.20	32	129,500	68.59	73	295,785	115.38	0	<u> </u>	0.00
交级[6]	T 斉	院	3	11,000	366.67	17	58,000	81.01	48	87,435	89.25	1	3,239	3.29
												1		
		居田	7	24,500	490.00	25	98,500	138.54	63	188,838	103.12	0	0	0.00
	立	花	2	5,500	36.67	20	129,420	86.85	55	256,237	98.63	0	0	0.00
	砥	部	2	8,000	33.33	24	97,300	31.51	93	335,482	85.55	3	1,997	0.56
	横		2	4,500		9	97,600	211.26	29	85,864	63.80	0	0	0.00
	久	万	0	0		6	93,000	114.11	22	145,561	95.57	0	0	0.00
	今	治	2	6,500	43.33	79	674,600	175.63	208	1,224,922	128.15	0	0	0.00
	本	囲丁	0	0	0.00	2	7,000	6.03	1	370	0.18	0	0	0.00
	常	盤町	1	2,000		32	155,000	82.01	99	308,369	94.34	3	8,845	2.71
	鳥	生	2	20,000	125.00	13	109,400	71.04	54	308,060	99.53	0	0	0.00
	波	止 浜	0	0	0.00	21	172,000	91.25	71	622,535	82.73	1	717	0.10
	喜		2	6,000	120.00	39	192,700	86.68	102	386,655	102.97	0	0	0.00
		生川	2	12,900	98.47	12	95,900	45.28	100	421,627	93.36	0	0	0.00
	丹	原	1	2,000		5	25,000	46.73	36	130,081	82.84	0	0	0.00
	菊	間	1	7,500		13	52,500	620.57	19	57,871	151.22	2	3,694	7.06
	大	西	1	10,000	1,000.00	15	70,300	51.69	54	259,806	93.77	0	0,004	0.00
		幡浜	0	0	0.00	29	257,700	109.52	81	522,602	104.24	0	0	0.00
			0	0	0.00	6			20		104.24		0	0.00
	江		-		100.00	-	52,000	136.84		80,669		0	-	
	大	洲	2	40,000	160.00	8	70,500	46.21	39	277,095	91.15		4,389	1.56
	野	村	0	0	0.00	7	52,300	194.42	26	90,223	86.60	0	0	0.00
	宮	西	6	24,500	376.92	13	42,000	37.50	36	112,126	91.78	0	0	0.00
		治立花	1	10,000	105.26	12	48,200	58.85	58	134,161	80.97	0	0	0.00
		生田	1	3,000		16	51,500	44.30	59	194,262	87.84	0	0	0.00
	Ш	内	0	0		4	71,000	137.20	28	136,935	88.02	0	0	0.00
		ベ中央	1	6,000	600.00	30	133,000	67.89	87	296,010	101.07	0	0	0.00
	垣	生	3	7,100	118.33	24	128,400	81.68	73	320,812	108.00	0	0	0.00
	雄	郡	2	25,000	135.14	16	73,500	106.52	99	306,799	198.65	1	3,216	1.32
	和	泉	4	16,550	79.57	26	130,540	88.62	93	293,796	100.40	1	3,964	1.35
	港	南	2	60,000	500.00	16	109,900	141.62	43	210,869	117.16	0	0	0.00
	郡	中	3	30,485		26	112,785	114.15	60	162,293	107.85	1	997	0.64
	松	前	1	2,000	222.22	8	65,300	86.26	32	182,874	98.27	0	0	0.00
	北	条	1	5,000		9	24,000	31.37	42	88,401	83.17	0	0	0.00
	溝	辺	4	16,000	145.45	33	159,400	98.33	70	256,757	117.97	0	0	0.00
	Ξ	津浜	1	1,500	27.27	16	56,830	46.75	84	258,996	142.50	0	0	0.00
	住	吉	0	0	0.00	5	21,000	35.29	0	0	0.00	0	0	0.00
	味	生	2	25,000	93.11	7	83,000	105.67	35	129,366	130.15		778	0.79
	西	条	2	17,000	161.90	27	119,500	98.11	111	580,814	89.76	0	0	0.00
		居浜	5	47,000	522.22	43	183,700	73.95	120	414,682	102.95	0	0	0.00
	あ き	冶し	8	19,500	650.00	35	137,200	102.53	89	328,139	102.33	0	0	0.00
	中	萩	3	9,000	36.73		98,200	89.35	70	202,033	117.24		700	0.36
	三	島	0	9,000		5	81,000	143.87	25	119,681	99.16		0	0.00
		之江	1	17,500		9	50,500	140.86	19	69,961	136.51	0	0	0.00
	711	計	137	776,035	118.63		6,279,925	81.73	3,513	14,938,740	96.60	v	112,183	0.74
		ēΙ	137	110,000	110.00	1,110	0,219,920	01.73	3,313	14,550,740	30.00	20	112,100	0.74
川之江	本	店	1	5,000		6	29,500	35.33	31	178,208	80.12	1	11,792	6.27
/11/C/I	上	分	2	7,000	10.61	9	45,000	46.88	28	148,092	93.22	0	0	0.00
	三	島	0	0 000	0.00	5	18,000	163.64	19	69,139	86.08	-	0	0.00
	=							81.59			87.13			0.00
		南	0	0	0.00		71,800		35	249,160			07,006	
		東	0	2 000	10.07	3	12,400	51.67	18	70,159	66.47		27,006	29.69
		西	A	2,000	16.67	5	17,000	22.22	31	163,665	87.04		20 700	0.00
		計	4	14,000	14.74	33	193,700	51.11	162	878,423	84.37	4	38,799	4.17
東予信/	m *	店	1	2,000	133.33	23	145,000	251.52	70	236,127	106.79	1	1,230	0.52
米丁信			4											
	泉	川	1	2,500	12.50		54,000	234.78	36	128,144	105.27	0	0	0.00
	JII	東	0	0		10	50,300	91.79	50	273,097	86.43	0	0 400	0.00
	_Ξ	島	L 0	0		8	46,500	68.38	32	119,833	87.70		8,436	6.77

[※]代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年	‡ 3 F	3万												፲: 千円)
				保	証	承					残高	什		済
店	舗	名	当	月中	対前年 同月比 (%)	当	月末	対前年 同月比 (%)	当	月末	対前年 同月比 (%)	当	月末	代弁率
			件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	(%)	件数	金 額	(%)
東予信月			0			6	17,300	247.14	14		135.22	0	0	
	寒		1	5,000		9	36,000	72.14	27	91,022	104.04	0	0	
	西		0	0		8	22,000	70.97	40		81.12	0	0	
	小八	松	0	0	0.00	7	23,000	25.25	28	86,666	82.03	0	0	0.00
	中	萩	1	9,000	562.50	3	16,000	81.63	18	44,360	69.27	1	2,957	5.80
	喜	多川	1	3,000		5	16,700	121.90	17	33,201	99.02	0	0	0.00
		居浜駅	1	3,000		8	60,270	216.80	33	162,298	97.41	1	1,638	1.00
		計	6		71.85	97	487,070	109.81	365	1,315,738	93.20	4	14,261	1.03
							101,010			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			,	
宇和島	本	店	3	9,300	332.14	38	156,200	69.05	181	619,032	93.37	4	8,959	1.41
J THE		美須町	4	38,900	127.54	21	172,500	67.55	126	500,781	91.64	2	9,122	
	新		2	5,700	81.43	18	80,500	141.23	100		84.34	1	3,577	1.56
			1											
	城		1	5,000	62.50	10	17,800	57.03	53	72,942	68.03		0	
		来		5,000		14	69,050	169.24	56		99.36		9,299	
	泉		0	0		10	42,100	56.74	57	138,947	88.85		0	
	吉		0	0		2	4,000	38.46			64.63		0	
		宇 和	0	0		9	104,800	255.61	38		104.90		0	
	Ξ	間	0	0	0.00	8	34,500	68.32	32	95,092	97.46	0	0	0.00
	卯	之 町	2	8,000		12	49,300	365.19	44	179,591	85.72	1	16,492	8.67
		計	13	71,900	72.99	142	730,750	91.32	716	2,269,973	90.95	10	47,449	2.00
観音寺	豊	浜	0	0		1	3,000	30.00	2	10,370	107.46	0	0	0.00
		計	0			1	3,000	30.00		10,370	107.46		0	
		Ρ.	Ĭ				0,000		_	,		ŭ		0.00
商工中组	全 松	山	0	0	0.00	9	66,960	32.50	71	718,557	84.44	1	5,124	0.66
100-1-7	高		0	0		1	19,200	68.57	1	18,588	120.51	0	0,121	
		計	0	0		10	86,160	36.81	72		85.09	1	5,124	
		ēΙ	U	U	0.00	10	00,100	30.01	12	131,140	00.09	'	J, 124	0.04
11/ mm to		1-5-1		= 000					_	0 700	242.22			0.00
単一農協			1	5,000		3	9,000		5		318.82	0	0	
		智今農	0			1	2,160	86.40	2	3,538	157.38		0	
	う	ま農協	0			0	0		1	3,400	56.67	0	0	
		計	1	5,000		4	11,160	446.40	8	16,646	147.40	0	0	0.00
40 A = 1														
総合計			980	11,526,512	77.19	6,580	70,626,058	82.72	24,206	184,491,828	90.73	256	2,106,691	1.11
				L カロキズのボ·						l				

[※]代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。



※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧下さい。

1. 一般保証(※別枠保証併用制度も含む)

①一般・提携及び統一制度

(平成28年4月1日現在)

		制 度 名	対 象	資金 使途	保証限度額(万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
		## X /D =T	t 11 0 2 2 2	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
	1	普 通 保 証	中小企業者	設備	組合48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2	 	小規模企業者	運転	個人·会社·組合	5年以内	徴求しない
		44 W 0, 11 W III	小 从 快 正 未 省	設備	·特定非営利活動法人 1,250	7年以内	徴求しない
般	3	小 口 保 証	小企業者	運転設備	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
保	4	風俗営業飲食業保証	中 小 企 業 者	運転設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金 融公庫の貸付金額以内	7 年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
証							
	5	手 形(でんさい)割引根保証	中 小 企 業 者	運転	個人·会社 28,000 ·特定非営利活動法人 48,000	2年以内	必要に応じ徴求
	6	手 形 貸 付 根 保 証	中 小 企 業 者	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 5,000	1 年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求
	7	中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)	県内に住所を有し、保証対 象業種に属する事業を営む 中小企業者であり、金融機 関の企業評価「自己査定」 において原則「正常先」の 先	運転	個人·会社·組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1 年以内。また、経営安 定関連保証を併用する 場合は10年以内)	徴求しない 原則として徴求しない (法人は原則として代表者の み徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料 率区分が第7区分から第9 区分の場合に限り不要)
提	8	小口連携保証	県内に住所を有し、保証対 象業種に属する事業を営む 会社・個人(確定申告先)	運転	運転については月商の2ヶ月が 上限500	5年以内	徴求しない
携		(トライアングル1000)	で商工団体が推薦する先で あり、所定の資格要件を満 たす先	設備	※所定の資格要件を満たす先に ついては 1,000	7年以内	原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
保	9	優 良 ラ ン ク 保 証 (バリュー 5000)	県内に本店を有し、経営内 容が良好であり、かつ今後 も経営の向上が見込まれる 会社及び医療法人で、所定 の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	7年以内	徴求しない 原則代表者 1 名
証	10	優 良 ラ ン ク 保 証 Ⅱ (グ ッ ド 3 0 0 0)	県内に本店を有し、小規模 であるが財務内容が健全な 会社及び医療法人で、所定 の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	7年以内	徴求しない 原則代表者 1 名
	11	地域産業応援保証(すごサポ)	愛媛県が作成するデータベース (「スゴ技」「すご味」「すご モノ」「スゴ Ven.」) に掲載 されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10 年以内 (但し、一括返済は 1 年以内。)	必要に応じ徴求 原則代表者 1 名

		制度名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
	12	事業者カードローン当 座 貸 越 根 保 証	中小企業者	運転設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合·協業組合に限る	1 年間もしくは 2 年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	13	当座貸越(貸付専用型)根保証	中小企業者	運転設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1 年間もしくは 2 年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求
	14	長期経営資金保証	中小企業者	運転	- 個人·会社 20,000	3年以上10年以内	原則として徴求
			, , , , ,	設備		3年以上20年以内	必要に応じ徴求
全国	15	予 約 保 証	中小企業者	運転 設備	2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用	5年以内 (但し、小口零細企業保 証制度を利用する場合は 7年以内〔運転資金につ	必要に応じ徴求
統			(但し、対象外要件あり)	済資金は 対象外)	する場合は、合計で500までとする	いては 5 年以内とする〕) ※信用保証書の有効期間 は 365 日	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
_	16		小規模企業者	運転	1,250 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高	5 年以内	原則不要
保	10	小口令机止未休祉	※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	設備	〔根保証においては融資極度額〕との合計で 1,250 の範囲内となる新規の保証に限る	10 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
証			金融機関及び認定経営革新等支援機	運転	」個人·会社	5年以内	必要に応じ徴求
	17	経営力強化保証	関の支援を受けつつ、自ら事業計画 の策定並びに計画の実行及び進捗の	設備	·特定非営利活動法人 28,000	7年以内	徴求しない
			報告を行う中小企業者	借換	1組合48,000	10 年以内	(法人は代表者のみ徴求)
	18	経営者保証ガイドライン対応保証	中小企業者 (個人事業主は除く) (但 し、「経営者保証に関するガイドラ	運転	会 社 ·特定非営利活動法人 28,000	3年以内	有担保無保証人要件の 場合に限り徴求する
			イン」において求められている対策 が講じられている者)	設備	組 合 48,000	5年以内	徴求しない
			保証申込時、協会の保証付き借入金 の残高があり、その全部又は一部に	運転	個人 · 会社		
	19	2 条件変更改善型借換保証	ついて返済条件の緩和を行っている もので、金融機関及び認定経営革新 等支援機関の支援を受けつつ、自ら	設備	·特定非営利活動法人 28,000	15 年以内	必要に応じ徴求
			事業計画の策定並びに計画の実行及 び進捗の報告を行う中小企業者	借換	組 合 48,000		

② 県制度(愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

		制	度	名		対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
	20	_	般	資	金	中小企業者	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 5,000	5年以内	必要に応じ徴求
	20		ZUX	貝	W	中 小 正 未 旬	設備	※組合転貸の場合は、1組合員あたり 1中小企業者の限度額	10 年以内	必要に応じ徴求
経	21	建設	産業	短期資	金	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 2,000	1 年以内	必要に応じ徴求
営安		Æ DX		<i>M N A</i>		及び特定中小企業者(※1)	Æ+44	※但し、工事代金など返済財源を特定 したものに限る	1	必要に応じ徴求
定資	22	小		資	金	小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者に	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 2,000	5年以内	必要に応じ徴求 (但し、1,250万円以内の場合は 不要、特別小口保険利用の場合 は徴求しない)
金	22	יוי	н	具	MZ.	あっては、小規模企業者であって、原 則として引き続き6ヶ月以上商工会議 所等の指導を受けている者)	設備	※但し、運転資金及び特別小口保険利用の場合は 1,250 とする	10 年以内	必要に応じ徴求 (但し、特別小口保険利用の 場合は徴求しない)
	23	短	期	資	金	中小企業者	運転	知事がその都度定める	1 年以内	必要に応じ徴求
	23	ᄍ	州	貝	並	中小止未有		※組合転貸の場合は、1 組合員あたり 1 中小企業者の限度額	1	必要に応じ徴求

		Í	制	度	ŕ	<u></u>			対 象	資金 使途	保証限度額(万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
24	小		零	細	企	業	資	金	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 1,250 **但し、既存の保証協会の保証付融資残高	5年以内	原則不要
24	۱,۱	н	令	和山	ΙΈ	未	具	亚	※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	設備	(根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	10 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
05		40	***			***	4+	Æ	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法	運転	個人・会社・組合 1,250 **但し、既存の保証協会の保証付融資残高	5年以内	原則不要
25		経	営	指	3	導	特	例	第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	設備	〔根保証においては融資極度額〕との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	10 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
26	チ	ャレ	, _'	ジィ	企 業	∊⋾	援資	金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等	運転	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 5,000	5年以内	必要に応じ徴求
							3/2 5		又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者	設備	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 10,000	10 年以内	必要に応じ徴求
	27	創	業	等	関	連	資	金	創業等を行おうとする個人及び会 社並びに創業等を行った個人及び 会社で事業を開始(会社を設立)	運転	個人・会社 1,500	5年以内	徴求しない
		启」	未	寸	(天)	進	. 貝	<u> </u>	した日以後5年を経過していない 中小企業者	設備	※但し、創業等を行おうとする個人及び会社 にあっては、自己資金額を限度額とする	10 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	28	創	業	艮	8	連	資	金	創業等を行おうとする個人及び会 社並びに創業等を行った個人及び 会社で事業を開始(会社を設立)	運転	個人·会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合	5年以内	徴求しない
新	20	(C.1)		, iz	0	Æ	<u> </u>	<u>ж</u>	した日以後5年を経過していない 中小企業者	設備	算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500 が限度	10 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
事業	00		_	م سد	41 444	. 88	\ ± /5	1 ET	創業関連資金対象者のうち経済 産業省令で定める認定特定創業	運転	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保	5年以内	徴求しない
創	29		又	1友 启	沙 未	判	連保	: <u>al</u>	支援事業により支援を受けて創 業を行う中小企業者	設備	証を合算して 1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して 1,500 が限度	10 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
出支	30	再	挑	戦	支	援	資	金	過去に経営状況の悪化により事業 を廃業もしくは会社を解散した経 験を有する者で、当該事業廃止の	運転	個人·会社 1,000 ※但し、創業関連保証·再挑戦支援保	5年以内	徴求しない
援資	30	+++	190	###	× 	1反	具	<u> </u>	日もしくは会社を解散した日から 5年を経過する前に保証の委託を 申し込みした者	設備	証を合算して 1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して 1,500 が限度	10 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
金	01		+	+m △	41 44	. 88	` + /C	1 = 37	再挑戦支援資金対象者のうち経 済産業省令で定める認定特定創	運転	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保	5年以内	徴求しない
	31		×	按 启	沙 未	: I关I	連 保		業支援事業により支援を受けて 創業を行う中小企業者	設備	証を合算して 1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して 1,500 が限度	10 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	32	事	業	承	糾	支	援	枠	県内で 新たに事業承継する	運転	個人·会社·組合 5,000	5年以内	必要に応じ徴求
	02	J	*	73.	447	^	1/200		中小企業者	設備	個人·会社·組合 10,000	10 年以内	必要に応じ徴求
									特定中小企業者(※1)	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 5,000	5年以内	必要に応じ徴求
33	臣又 :	刍 奴	这:	d 笙	件与	ᆲᇂ	医援貨	s 수	マス (* 1) マス は 中 小 企 業 者	建和	組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あた り1中小企業者の限度額	(特定中小企業者7年以内)	必要に応じ徴求
55	∄ ₹ /	心心	<i>1</i> Ε)	איני	10)	א נינ	、1反 炉	∢ MŽ	又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	借換	個人·会社 ·特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000	10 年以内	必要に応じ徴求
									利用する中小企業者	旧狭	※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	10 4 10 1	必要に応じ徴求
34	雇	用	促	進	专	揺	資	金	認定中小企業者	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	5年以内 (チャレンジ企業支援資金 融資対象者7年以内)	必要に応じ徴求
,	,Æ	¥13	,~_	~=	^	1/12	, ,,	316	2007年7日	設備	※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 融資対象者12年以内)	必要に応じ徴求
35	建	設	産			新	分	野	認 定 中 小 企 業 者 又は	運転	個人・会社・組合	5年以内	必要に応じ徴求
55	進	出	等	3	支 	援	資	金	特定中小企業者(※1)	設備	·特定非営利活動法人 ^{5,000}	10 年以内	必要に応じ徴求
36	災	害	関	連	対	策	資	金	災害等の発生の都度知事が	定める			

③ 市町制度

	制 度 名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
37	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による (最長5年)	必要に応じ徴求
38	中小企業緊急経営資金融資制度保証(現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・西予市・	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保	各市町の融資条件による	必要に応じ徴求
	四国中央市のみ取扱)			証と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	(最長6年)	必要に応じ徴求
39	中 小 企 業 経 営 安 定 化 資 金 融 資 制 度 保 証	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保	各市町の 融資条件による	必要に応じ徴求
	(現在、松山市・今治市のみ取扱)			証及び中小企業緊急経営資金融資制度 保証と合算して、1,000 とする	(最長7年)	必要に応じ徴求
40	中 小 企 業 季 節 資 金融 資 制 度 保 証	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による	必要に応じ徴求
	(松山市・今治市・新居浜市のみ取扱)				(最長5ヶ月)	必要に応じ徴求
41	中小企業設備近代化資金融資制度保証	中小企業者	設備	各市町の融資条件による	各市町の 融資条件による	必要に応じ徴求
	(松山市・今治市のみ取扱)		DA MI	上限 1,000	(最長7年)	必要に応じ徴求
42	小企業特別小口資金融資制度保証	小規模企業者	運転	上限 200	5年以内	徴求しない
	(現在、取扱市町なし)	3 770 IX III X II	設備			徴求しない

2. 別枠保証

	制度名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
43	公害防止保証	中小企業者	設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 5,000	15年以内	必要に応じ徴求
				組 合 10,000	(特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
44		中小企業者	設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 20,000	15 年以内	必要に応じ徴求
	_ 11. 72 1 73 N N		DX I/III	組 合 40,000	(特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
45	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
	// / 双 兵 因	个小正来 自	設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
46	 	認定中小企業者	運転	 個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
-10	机步未加ц水皿	心足中小丘末日	設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
47	経営安定関連保証	中小企業信用保険法第2条 第5項第1号~8号の認定:	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000 (6 号認定者)	10 年以内	必要に応じ徴求
47	(セーフティネット保証)	を受けた特定中小企業者	設備	個人·会社 ·特定非営利活動法人 38,000 組 合 48,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
48	声口太十乘 纵復關較為児証	東日本大震災により直接的	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
48	東日本大震災復興緊急保証	に被害を受けた中小企業者	設備	組 合 48,000	10 平以内	原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

		制度名	対 象	資金 使途	保証限度額(万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
49	創	業 等 関 連 保 証	創業等を行おうとする個人及び 会社並びに創業等を行った個人 及び会社で事業を開始(会社を 設立)した日以後5年を経過し ていない中小企業者	運転設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資 金額が限度	10 年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
50	創	業 関 連 保 証	創業等を行おうとする個人及び 会社並びに創業等を行った個人 及び会社で事業を開始(会社を 設立)した日以後5年を経過し ていない中小企業者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保 証を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10 年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
51		支援創業関連保証	創業関連保証対象者のうち経済 産業省令で定める認定特定創業 支援事業により支援を受けて創 業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10 年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
52	再	挑 戦 支 援 保 証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保 証を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10 年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
53		支援創業関連保証	再挑戦支援保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて 創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保 証を合算して1,000、創業関連保証・ 支援創業関連保証・再挑戦支援保証を 合算して1,500が限度	10 年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業	54	※ A 破 錠 金 融 機 関 等	認定中堅業者	運転	会 社 50,000	5年以内	徴求しない (但し、10,000万円超 の保証の際は必要)
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	34	破綻金融機関等	或 化 中 至 未 有	設備	※協調融資総額の8割を限度とする	7年以内	必要に応じ徴求
	55	※B 破綻金融機関等	認定中堅業者	運転	会 社 10,000	5年以内	徴求しない
特別保証	55	関連特別無担保保証	100 亿 中 主 未 旬	設備	※協調融資総額の8割を限度とする	7年以内	必要に応じ徴求
56	激	甚 災 害 保 証	被災中小企業者	運転	 個人·会社 ·特定非営利活動法人 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
	<i>1/3</i> A			設備	組 合 48,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
57	労	働 力 確 保 関 連 保 証	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
				設備	特定組合 48,000	15 年以内	必要に応じ徴求
58	中	小小壳商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人·会社 28,000 特定組合 48,000	15 年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
		商店街整備等					必要に応じ徴求
59		商店街整備等 支援関連保証	及び 一 般 財 団 法 人	設備	一般社団法人及び 28,000 一般財団法人 28,000	15 年以内	必要に応じ徴求
20	伝	統 的 工 芸 品	認定一般社団法人	運転	一般社団法人及び 00,000	10 年以内	必要に応じ徴求
60	支	援関連保証	及び 一般財団法人	設備	一般財団法人	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
61	地	域 伝 統 芸 能	國字中小人業者	運転	個人·会社 作定非営利活動法人 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
61	等	関連保証	認定中小企業者	設備	組 合 48,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
62	流	通業務総合効率化	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000	10 年以内	 必要に応じ徴求
02	関	連 保 証	応	設備	組 合 48,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
63	小	規 模 事 業 者	認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転		10 年以内	必要に応じ徴求
00	支	援関連保証	又は特定非営利活 動 法 人	設備	特定非営利活動法人	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求

	制度名	対 象	資金 使途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
	特定中小企業再生		運転	商工会·都道府県商工会	10 年以内	必要に応じ徴求
64	支援関連保証	認 定 支 援 機 関	設備	連合会・商工会議所等 28,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
65	※ C 地 域 産 業 資 源	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
03	活用事業関連保証	1000 尼中小正来有	設備	組 合 48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
66	※D 海外地域産業資源	認定中小企業者	運転	個人·会社 40,000	5年以内	必要に応じ徴求
00	活用事業関連保証	事業 [需要の開拓に係るものに限る] を実施するものに限る)	設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
67	地 域 産 業 集 積	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
01	関 連 保 証	<u> </u>	設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
68	中心市街地商業等	認 定 中 小 企 業 者 特 定 中 小 企 業 者	運転	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般	10 年以内	必要に応じ徴求
00	活性化関連保証	又は認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	財団法人を含む 組 合 48,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
00	中心市街地商業等	特定中小企業者	運転	個人·会社 56,000	10 年以内	必要に応じ徴求
69	活 性 化 支 援 関 連 保 証	又は認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	※特定会社・一般社団法人及び一般 財団法人を含む	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
70	※ E 特 定 新 技 術 事 業	中小企業者	運転	個人・会社 30,000	5年以内	必要に応じ徴求
10	活動関連保証	中小正来有	設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
71	* F	承認中小企業者	運転	個人·会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
/ 1	経営革新関連保証	外心下小正未 自	設備	組 合 48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
72	※ G 異 分 野 連 携 新 事 業	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000 (100,000)	5 年以内	必要に応じ徴求
	分野開拓関連保証	BOX I J. II X II	設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
73	※ H 周 辺 地 域 整 備	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000 ·特定非営利活動法人(30,000)	10 年以内	必要に応じ徴求
70	関 連 保 証	此是平小正来自	設備	組 合 48,000 (60,000)	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
74	※ l 中 小 企 業 特 定 社 債 保 証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者(株式会社・特例有限会社・合名会社・合育会社)(1)(1)総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ2.0倍以上)(2)総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレス	運転設備	会 社 45,000 一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証と合計で50,000以内とする 一括支払契約保証の利用がある場合	2 年以上 7 年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超 の保証の際は必要)
		事業利益等 10%以上又はインダレスト・カバレッジ・レーシオ 1.5 倍以上)(3) 総資産額 5 億円以上かつ(自己資本比率 15%以上又は純資産倍率 1.5 倍以上)かつ(使用総資本事業利益率 5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レーシオ 1.0 倍以上)		※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証及び一括支払契約保証と合計で100.000以内とする		徴求しない
75	* J	認定中小企業者	運転	個人·会社 28,000 (30,000)	10 年以内	必要に応じ徴求
13	特定研究開発等関連保証	100 亿 宁 小 丘 禾 日	設備	組 合 48,000 (60,000)	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求

	制度名	対象	資金	保証限度額 (万円)	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
76	※K 流動資産担保融資保証 (A B L 保 証)	流動資産(売掛債権・棚卸 資産)を担保として借り入 れを行う中小企業者	運転設備	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 20,000	根保証:1年間 (更新可) 個別保証:1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は 法人のみが対象) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
77	※ L 下 請 振 興 関 連 保 証	振 興 事 業 を 実 施 す る 中 小 企 業 者	運転設備	個人·会社·組合 20,000] 年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対す る売掛債権に限る) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
78	事 業 再 生 保 証 (D I P 保 証)	民事再生手続き又は会社更 生手続きを申し立てた中小 企業者であって、再生/更 生計画認可後3年を経過し ていない者	運転設備	個人·会社·組合 ·特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
79	※M 事 業 再 生 円 滑 化 関 連 保 証 (プレロIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転 設備 (経済産業省 令でにあるも れているも のに限る)	個人・会社 28,000 組 合 48,000	3年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
80	※ N 特 定 信 用 状 関 連 保 証 (L C 保 証)	スタンドバイ信用状による 海外現地資金調達を行う中 小企業者	事業の 振興に 必要な 資金	個人·会社·組合 20,000	1年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
0.1	* O	認定を受けた農商工等連携	運転	個人·会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
81	農商工等連携事業関連保証	事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
82	農商工等連携支援関連保証	認定を受けた農商工等連携 支援事業計画に従って農商 工等連携支援事業を行う認	運転	般社団法人及び 般財団法人、 28,000	5年以内	必要(こ応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
02	辰问工守建防义饭闲连休証	定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	設備	一般財団法人、 28,000 特定非営利活動法人	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	経営承継関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10 年以内	必要に応じ徴求
00	压 占 外 腔 闵 廷 环 豇	(※組合、士法人は対象外)	設備	EST AIL 25,000	15 年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	※P 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人·会社 ·特定非営利活動法人 100,000	1 年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	中小企業承継事業再生関連保証	産業競争力強化法第 121 条に規定する中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者に限る(但し、認定中小小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く)	運転設備	個人·会社 28,000 組 合 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

	制 度 名	対 象	資金 使途	保証限度額(フ () は普通・無担保保険以外		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人		
86	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化 事業計画に従って商店街活 性化事業を実施する商店街	運転	個人·会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)		
80	问点因为证记者未阅连体証	振興組合等(組合員、所属 員を含む)	設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
87	商店街活性化支援関連保証	認定を受けた商店街活性化 支援事業計画に従って商店 街活性化支援事業を実施す	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)		
		る認定商店街活性化支援事 業者	設備	特定非営利活動法人		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
88	経営革新等支援関連保証	認定を受けて経営革新等支 援業務を実施する一般社団	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)		
		法人及び一般財団法人又は 特定非営利活動法人	設備		20,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
00	桂 却 恨 从 士 祗 眼 '康 /0 57	認定を受けた認定情報提供 機関のうち、情報提供業務	運転	一般社団法人及び	28 000	5年以内	必要に応じ徴求		
89	情報提供支援関連保証	を実施する一般社団法人又 は一般財団法人	設備	一般財団法人	28,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
90	* Q	認定を受けた特定下請連携 事業計画に従って、特定下 請連携事業を行う特定下請 事業者	運転		28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求		
50	特定下請連携事業関連保証		設備	組合	48,000 (60,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
91	事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企 業支援機関の指導又は助言 を受けて作成した再生計画	運転 設備 (事業再生 計画の実	個人·会社	28,000	15 年以内	必要に応じ徴求		
		等に従って事業再生を実行 中の中小企業者	施に必要な資金)	組合	48,000		徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
92	連携創業支援関連保証	市町が策定し、主務大臣に認 定を受けた認定創業支援事業 計画に従って市町と連携し創	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、	28,000	5年以内	必要に応じ徴求		
02		業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	設備	特定非営利活動法人	20,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
93	地域産業資源活用支援関連保証	一般社団法人及び一般財団法 人又は特定非営利活動法人 であって、認定を受けた地域	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、	28,000	5年以内	必要に応じ徴求		
30	心实压不只顺心而又汲肉定不乱	産業資源活用支援事業計画に 従って地域産業資源活用支援 事業を行うもの	設備	特定非営利活動法人	20,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
94	追 認 保 証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000 万円を限度とする							
95	借 換 保 証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる							

^{(※ 1)「}特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1~8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

- 1. 普通保証、手形 (でんさい) 割引根保証、当座貸越 (貸付専用型) 根保証、経営力強化保証、 条件変更改善型借換保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、激甚災害保証、 労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸 品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業 者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事 業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源 活用事業関連保証、地域産業集積関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市 街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農商工等連携事業関連 保証、農商工等連携支援関連保証、経営承継関連保証、中小企業承継事業再生関連保証、 商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情 報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創 業支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合 又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保険に係わる保証限 度額 8,000 万円 (※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については 16,000 万円) が含まれています。
- 2. 一般保証の合計は、普通保険に係わる保証にあっては個人・会社 20,000 万円、組合 40,000万円 (無担保保険に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円) を超えることができません。
- 3. 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する 従業員の20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下 の会社及び個人に限ります。なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める 場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
- 4. 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはでき
- 5. 激甚災害保証と経営安定関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能ですが、合算 で普通保証 20,000 万円、無担保保証 8,000 万円(うち無担保保証人保証 1,250 万円) の範囲内で取り扱います。

また、別枠を利用した場合、激甚災害保証および経営安定関連保証と東日本大震災復 興緊急保証合算で普通保証 40,000 万円 (組合の場合は80,000 万円)、無担保保証 16,000 万円 (うち無担保保証人保証 2,500 万円)、最大で 56,000 万円 (組合の場合 は96,000万円)が限度となります。

6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特 定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、 その額を保証限度額欄に表示しております。したがいまして部分保証方式を選択されている 金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている 金額に保証割合を乗じた額になりますのでご留意下さい。

- 1. ※A破綻金融機関等関連特別保証および※B破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り 扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者 に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。 この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要で
- 2. ※ C地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別 枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、 周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連 保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する 別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用がで きます。

また、流動資産担保保険に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・ 組合ともに 20,000 万円の利用ができます。

- 3. ※D海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新 関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工等連携事業関連保証の海外 投資関係保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60.000万円の利用ができます。
- 4. ※ E 特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、 異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事 業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携 事業関連保証の新事業開拓保険に該当する別枠を含みます。

5. ※F経営革新関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、新 事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連 保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関 連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当す る別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用が できます。

また、海外投資関係保険に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および 海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商 工等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 30,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。

6. ※G異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなり

(新事業開拓保険に該当する場合)

別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連 保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等 関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該 当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円 の利用ができます。

(海外投資関係保険に該当する場合)

別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革 新関連保証、農商工等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・ 会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。

(流動資産担保保険に該当する場合)

別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに 20,000 万円の利用ができます。

- 7. ※ 日周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、 新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連 携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連 保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する 別枠を含み、個人・会社・その他の法人 30,000 万円、組合 60,000 万円の利用が できます。
- 8. ※ | 中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保 証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私募債の発行価格 は 56,000 万円が限度となります。
- 9. ※J特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合は別枠として、 新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連 携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、 農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を 含み、個人·会社·その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- 10. ※ K流動資産担保融資保証および※ | 下請振興関連保証については、保証協会の保証割 合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度と なります。
- 11. ※M事業再生円滑化関連保証(特例小口保険利用の場合を除く)および※N特定信用状 関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
- 12. ※〇農商工等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。 (新事業開拓保険に該当する場合)

別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連 保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業 資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証 の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。

(海外投資関係保険に該当する場合)

別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革 新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証の同保険に該当する別枠を含み、 個人・会社・その他法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用ができます。

(流動資産担保保険に該当する場合)

別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに 20,000 万円の利用ができます。

- 13. ※P一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがっ て、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
- 14. ※Q特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠と して、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異 分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業 関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証の同保険に該当す る別枠を含み、個人・会社・その他の法人 40,000 万円、組合 60,000 万円の利用 ができます。

						責任共有	<u> </u>				責任共	有保証料	率・保証料	率(責任	共有外保	証料率)		(単位	: 年率%
区分		制	度 名		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	1	第5区分		第7区分	1		中小企業会計 割引の適用	有担保割引 の 適 用	その他定性因割引の適
	1	普通保証			0	any 3 promi		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
-		特別小口保証(無担	呆・無保証人)	NPO法人(注 12)	0		0					0.85							
船保	1 3	小口保証		111 O/L/1 () 12/	Ö			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
訂	4	風俗営業飲食業保証	148/D=T		0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
	6	手形(でんさい)割 手形貸付根保証	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		0			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	1.00	0.68	0.51	0.39	0	0	
	7	中小企業金融円滑化		000) (注8)	0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0		
提	8				0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
提供記	10	優良ランク保証 (パ)			0			_	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	0		
L	_	地域産業応援保証(0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
	12	事業者カードーロー:当座貸越(貸付専用			0			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0	0	
全	_	長期経営資金保証	主/ 水林皿		0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
压	_	予約保証(注7)		(T-70161)	0			-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0	0	
新	16	3 小口零細企業保証(3	主3)	(下記以外) 予約保証(注7)			0	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		0	
保	17	7 経営力強化保証(注	11)	3 (3)(1)	0			1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	0	0	
副							0	2.00 1.90	1.80	1.60	1.35	1.10	1.00	0.70	0.50	0.50	0	0	
_	-	経営者保証ガイドラー条件変更改善型借換			0			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
		20 一般資金			0			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	0	
般		21 建設産業短期	特定中小企業者	(下記以外) 1号~6号	0		0	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	0	
保		経営安	特定中小企業者 (注 10)	7号~8号	0							0.70							
		資		(下記以外)	0		_	1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	0	0	
Œ		金 22 小口資金		特別小口保険利用 NPO法人(注12)	0		0					0.85							
		23 短期資金		THE OTAL (IL IL)	Ö			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
K		24 小口零細企業資金	ž	(下記以外)			0	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50		0	
(※別卒呆証并用制度も含む)	愛媛	26 チャレンジ企業3		(下記以外)	0		0	1.55	1.41	1.27	1.13	0.95 1.00	0.95	0.90	0.70	0.50	0	0	
正 愛	愛媛県中小		制度保証要綱の融資対象者 1 に該	当するものであって特例保険を利用する者	0							0.70							
] 媛	小 血		海外投資関係保		0		0					1.00						0	
5	企業振興	美 辰	27 創業等関連資28 創業関連資金				0					0.80							
字 ()	質金			29 支援創業関連保証			0					0.80							
制	」	新事業創出支援資金	30 再挑戦支援資	金(下記以外) 31 支援創業関連保証			0					0.80							
m	副資制度保		32 事業承継	制度保証要綱の融資対象(1)に該当するもの	0			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	0	
度			支援枠	制度保証要綱の融資対象 (2) に該当するもの	0			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	0	
	副	33 緊急経済対策特別	支援資金 特定中小企業者	(下記以外) 1号~6号	0		0	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0	0	
			特定中小企業者 (注 10)	7号~8号	0							0.70							
				を当するものであって責任共有対象の者	0			1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	0	0	
		34 雇用促進支援資金		核当するものであって責任共有対象外の者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0		0	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	0	0	
		35 建設産業新分野遊		(下記以外)	ŏ			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	Ŏ	Ö	
			特定中小企業者 (注 10)	1号~6号 7号~8号	0		0					0.80							
		36 災害関連対策資金			0					(害等の発	生の都度		定めると	ころによ	る		_	_	
	-	中小企業振興資金融			0			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
市	'	3 中小企業緊急経営資金 、中小企業経営安定化	1	1号~6号	0		0	1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
町村	-	資金融資制度保証	(注 10)	7号~8号	0							0.70							
制	1 40	中小企業季節資金融			0			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
度		中小企業設備近代化			0		0	1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	0	0	
		2 小企業特別小口資金	融貨制度保証	NPO法人(注12)	0							0.68							
		3 公害防止保証 1 エネルギー対策保証			0							1.00						0	
	_	5 海外投資関係保証			0							1.00						0	
	46	3 新事業開拓保証		(下記以外) 新事業開拓保険(注4)	0							1.00						0	
	H		1号~6号	か 尹木 別 小 大			0					0.70							
	47	, 経営安定関連保証		(下記以外)	0							0.70							
	"	(セーフティネット保証)	7号~8号	特別小口保険利用 NPO法人(注12)	0		0					0.80							
	48	3 東日本大震災復興緊	急保証	INF UIAA (Æ 12)			0					0.70							
別	49) 創業等関連保証	(T=751515)				0					0.80							
枠	50)創業関連保証	(下記以外) 51 支援創業関連	保証			0					0.80							
	50		(下記以外)				0					0.80							
保	\vdash		53 支援創業関連			力部でもつか	0					0.80							
証		堅企業(破綻金融機関等 連)特別保証	54 破綻金融機関等	等関連特別保証 等関連特別無担保保証		協調融資協調融資	0					0.75							
_	_	激甚災害保証	- Inclinion point				Ö					0.80							
	57	7 労働力確保関連保証		(下記以外)	0							0.70							
	-			特別小口保険利用 (下記以外)	0		0					0.80							
		中小小売商業関連保護		特別小口保険利用			0					0.80							
	_) 商店街整備等支援関) 伝統的工芸品支援関			0							1.15						0	
	00	, 以形的, 工艺的文摄舆	王/不証	(下記以外)	0							0.70							
	61	地域伝統芸能等関連	呆証	特別小口保険利用			0					0.80							
				NPO法人(注12)	0							0.70							

/\				責任共	<u> </u>	責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)			
分	制 度 名	3	対象	部分保証	対象外	第1区分 第2区分 第3区分 第4区分 第5区分 第6区分 第7区分 第8区分 第9区分	中小企業会計 割引の適用	有担保割引 の 適 用	その他定因割引の
	62 流通業務総合効率化関連保証	(下記以外)	0	DIVJ PRIM		0.70	31.9.2.70		LL1023110
		特別小口保険利用			0	0.80			
_	63 小規模事業者支援関連保証		0			1.15		0	
-	64 特定中小企業再生支援関連保証	(T=71)(A1)	0			1.15		0	-
	(下記以外)		0			0.70			
٠.	65 地域産業資源活用事業関連保証	特別小口保険利用 流動資産担保保険利用		0	0	0.80 0.68			
,	00 地域连来县际沿州争来舆连休証	新事業開拓保険利用	0	1		1.00		0	
		新事業開拓保険(注4)	0			0.70		0	
	66 海外地域産業資源活用事業関連保証	海外投資関係保険利用	0			1.00		0	
-		(下記以外)	0			0.70			
6	67 地域産業集積関連保証	特別小口保険利用			0	0.80			
		(下記以外)	0			0.70			
16	68 中心市街地商業等活性化関連保証	特別小口保険利用			0	0.80			
f	69 中心市街地商業等活性化支援関連保証	Ī	0			0.70			
	70 4+1-4-1-4-1-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-	(下記以外)	0			1.00		0	
- 1	70 特定新技術事業活動関連保証	新事業開拓保険(注5)	0			1.30			
		(下記以外)	0			0.70			
		特別小口保険利用			0	0.80			
7	71 経営革新関連保証	新事業開拓保険利用	0			1.00		0	
		新事業開拓保険(注4)	0			0.70			匚
		海外投資関係保険利用	0			1.00		0	
		(下記以外)	0			0.70			
		特別小口保険利用			0	0.80			
	72 異分野連携新事業分野開拓関連保証	流動資産担保保険利用		0		0.68			
	. 2 (7) 20 X21/3/1/1 F-XX/3 20 10101XXZ XX III	新事業開拓保険利用	0			1.00		0	
		新事業開拓保険(注4)	0			0.70			
` -		海外投資関係保険利用	0			1.00		0	
		(下記以外)	0			1.15		0	
١.	70. F7.77 III LATA IN FIRST IN FIRST	特別小口保険利用			0	0.85			
- 1	73 周辺地域整備関連保証	NPO法人 (注 12)	0			0.68			
<u>L</u>		新事業開拓保険利用	0			1.00		0	-
_		新事業開拓保険 (注 4)	0	-		0.70			
- F	74 中小企業特定社債保証	(T=71)(A1)		0		1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45		0	0(
		(下記以外)	0			0.70			
7	75 特定研究開発等関連保証	特別小口保険利用			0	0.80			
		新事業開拓保険利用	0			1.00 0.70		0	-
Ē _	76 流動資産担保融資保証(ABL 保証)	新事業開拓保険(注4)	0			0.68			
_	77 下請振興関連保証			 0		0.56			
	78 事業再生保証(DIP保証)				0	2.20			
ď	70 事業再生円滑化関連保証	(下記以外)		0		1.76			
	79 (プレDIP保証)	特別小口保険利用		Ť	0	0.85			
	80 特定信用状関連保証(LC保証)	13333 E PRIX 13713		0		1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45	0		
ľ	oo isaaanii baaaanaa (= o baaa)	(下記以外)	0	Ť		0.70			
		特別小口保険利用			0	0.80			
		流動資産担保保険利用		0		0.68			
1	81 農商工等連携事業関連保証	新事業開拓保険利用	0			1.00		0	
		新事業開拓保険(注4)	0			0.70			
		海外投資関係保険利用	0			1.00		0	
{	82 農商工等連携支援関連保証		0			1.15		0	
,	83 経営承継関連保証	(下記以外)	0			1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45	0	0	
- 1 6		特別小口保険利用			0	0.85			
			1	0		1.54 1.40 1.26 1.12 0.95 0.77 0.63 0.49 0.35		0	
	84 一括支払契約保証(注 9)			1		1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45	0	0	
8		(下記以外)	0		-				1
8	84 一括支払契約保証 (注 9) 85 中小企業承継事業再生関連保証	特別小口保険利用			0	0.85			
8		特別小口保険利用 (下記以外)	0			0.70			
8	85 中小企業承継事業再生関連保証86 商店街活性化事業関連保証	特別小口保険利用	0		0	0.70 0.80			
8	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証	特別小口保険利用 (下記以外)	0			0.70 0.80 1.15		0	
8	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証	特別小口保険利用 (下記以外)	0			0.70 0.80 1.15 1.15		0	
8	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用	0 0 0			0.70 0.80 1.15 1.15 1.15			
8	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外)	0		0	0.70 0.80 1.15 1.15 1.15 0.70		0	
£ £	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用	0 0 0			0.70 0.80 1.15 1.15 1.15 0.70 0.80		0	
£	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証 89 情報提供支援関連保証	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用	0 0 0 0		0	0.70 0.80 1.15 1.15 1.15 0.70 0.80 1.00		0	
£	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証 89 情報提供支援関連保証	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険(注4)	0 0 0 0 0 0 0		0	0.70 0.80 1.15 1.15 0.70 0.80 1.10 0.70 0.80 1.00 0.70		0	
\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証 99 特定下請連携事業関連保証	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用	0 0 0 0		0	0.70 0.80 1.15 1.15 0.70 0.80 1.00 0.70 0.80 0.70 0.70 0.70		0	
\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証 89 情報提供支援関連保証 90 特定下請連携事業関連保証	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険(注4) (下記以外)	0 0 0 0 0 0 0		0	0.70 0.80 1.15 1.15 1.15 0.70 0.80 1.00 0.70 0.80 0.70 0.70 0.80		0	
\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証 89 情報提供支援関連保証 90 特定下請連携事業関連保証 91 事業再生計画実施関連保証 91 (経営改善サポート保証)(注 11)	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険(注4)	0		0	0.70 0.80 1.15 1.15 0.70 0.80 1.00 0.70 0.80 1.00 0.70 0.70 0.80 0.70 0.80 0.70 0.80		0	
\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証 99 特定下請連携事業関連保証 90 特定下請連携事業関連保証 91 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)(注11) 92 連携創業支援関連保証	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険(注4) (下記以外)	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0	0.70 0.80 1.15 1.15 1.15 0.70 0.80 1.00 0.70 0.80 1.00 0.70 0.70 0.80 0.80 1.115		0	
\$ 8 8 8 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	85 中小企業承継事業再生関連保証 86 商店街活性化事業関連保証 87 商店街活性化支援関連保証 88 経営革新等支援関連保証 89 情報提供支援関連保証 90 特定下請連携事業関連保証 91 事業再生計画実施関連保証 91 (経営改善サポート保証)(注 11)	特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 (下記以外) 特別小口保険利用 新事業開拓保険利用 新事業開拓保険(注4) (下記以外)	0		0	0.70 0.80 1.15 1.15 0.70 0.80 1.00 0.70 0.80 1.00 0.70 0.70 0.80 0.70 0.80 0.70 0.80		0	

- 【補足説明】 (1) 責任世
- 定説明] 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率(「責任共有保証料率」という)は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもの。 責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率(「保証料率」という)は、保証委託額に対する率。 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第2条の規定 に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保険料率の区 ペナーボス
- に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保険料率の区分とする。
 分とする。
 保証料理力化に係る保証制度については、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分〜第9区分の範囲で料率を判定。これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。
 なお区分対応する保証において、次のいずれいに設当する事業者については、第5区分(経営力強化保証は第4区分)の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
 ①個人その他の法今で定めるところにより質情が無表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって質情対照表及び損益計算書がないもの。
 ②事業開始後最初の事業年度の決算におりる質情対照表及び損益計算書がない事業者。
 ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者。
 ③全融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者。
 ③有投保別の備用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
 (4) 「括支払契約保証を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合、又は、中小企業会計割引の適用欄が「○」の保証制度で、日中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
 (5) 1) 利用する各保証制度の取り扱いに進する。但し1.000万円を限度とする。
- (注 1) 利用する各保証制度の取り扱いに準する。但し 1.000万円を限度とする。 (注 2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による(割引・割増の有無含む)。

- (注3)「小口零細企業保証制度」は、利用する保証制度(部分保証制度に限定された保険種別以外はすべての保険種別く保険特例含む>の利用が可能である。また、当座資越根保証、手形(でんさい)割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない)に定める料率による。

- 保証形式の保証は利用できない)に定める料率による。
 (注 4) 「新事業開拓保険」を利用のものであって、担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であり、かつその合計数が5,000万円以下の場合の料率である。
 (注 5) 「新事業開拓保険」の利用のものであって、担保及び保証人(法人代表者の保証を除く)を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
 (注 6) 協会独自割引として、「経営者」、経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0,09%から0,24%表示利率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。
 (注 7) 「予約保証」については、特に登分譲り指すが多%。
 (注 8) 「中小企業金融円滑化保証」、「地域産業応援保証」について、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
 (注 9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として規制しております。
 (注 10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1~8号のいずれかの規定に基づき市前長の認定を受けた方のことです。
 (注 11) 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既往借入金(平成 19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含さる。)を本制度で借り換える場合(保証付きの既往借入金(平成 19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含さる)を本制度で借り換える場合(保証付きの限往借入金の範囲内の額を借り換える場合(保証人をの報告)を表述される場合に限る。)は、責任共有制度の対象外となります。

今月の保証協会団信実績

| 平成 28 年 2 月 |

平成21年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております!

●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険(以下、保証協会団信)とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を 行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般 社団法人全国信用保証協会連合会(以下、連合会)が生命保険会社から受け取る保険金(*)をもとに、加入 している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。 (*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。)

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを 開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定 には全く関係ありません。

●保証協会団信加入状況

保証協会団信の平成28年2月末時点の加入状況は下記の通りです。(生保会社査定後承諾済ベース)

2月件数	2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
7件	3,530万円	885件	650,327万円	735万円	52.0歳

〈金融機関別〉

金融機関名	2月件数(件)	2月融資額(万円)	累計件数 (件)	累計金額(万円)
伊 予 銀 行	5	2,730	261	213,588
四国銀行			8	11,745
百十四銀行	1	500	11	16,200
阿 波 銀 行			1	500
広 島 銀 行			9	7,570
愛 媛 銀 行	1	300	249	194,885
香川銀行			13	15,060
高知銀行			20	14,347
徳 島 銀 行			3	1,990
愛 媛 信 金			210	115,255
東予信金			54	30,930
川之江信金			20	17,467
宇和島信金			26	10,790
合 計	7	3,530	885	650,327

保証月報リニューアルに伴い、今後は半期ごとの累計を掲載することといたします。

豊臣秀吉画像

玉

歴史メモ

豊臣秀吉

安土・桃山時代の武将。尾張中村生。織田信長に任え木下藤吉郎から羽柴秀吉と改める。山崎の戦で明智光秀を討ち、信長に代わり天下に号令、太閤に至る。大阪城を築いて本拠とし、貨幣統一・兵農分離・太閤検地・石高制等を施行。幕藩体制の基礎をつくった。慶長3年(1598)没、63才。



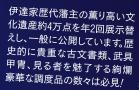
国指定重要文化財(昭和25年8月29日指定) ト書/慶長四年二月十八日承兌ノ賛アリ 一般公開 4月2日金~5月15日日

> 転が利き、周りの人を虜にしてい 長の下駄を袂で温めたという話は よく知られていますが、 秀吉の肖像画の中で現在まで伝 白姓出身ながら織田信長に仕え 秀吉は機

九八)年八月、六二歳で亡くなっ めています。秀吉が慶長三(一五 達家伝来の肖像画は、もっとも大 とのものがありますが、宇和島伊 **入阪豊国神社、高野山蓮華定院な**

装束を着たりつけひげをして威厳 を示す工夫をしたとのこと。宇和 家に献上されました。 島伊達家伝来の肖像画は威容だけ 言われていた容貌もうかがわれま 人の心をつかむ達人だった秀

宇和島市立 伊達博物館 The Date Museum





ココで

見られる!

FILE NO. O1

本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1~3階松山事業部/保証一課·保証二課·管理課

TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

業務区域 松山市·東温市·伊予市·久万高原町·砥部町·松前町

総 務 部/総 務 課 TEL089-931-2111代 FAX089-931-2107

電 算 課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170

業務統括部/経営支援室 TEL 089-931-2116 FAX 089-931-1026

保証企画課 TEL089-931-2114 FAX089-931-2107

管理推進課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-2107 監 査 室 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-1026



新居浜支所

T792-0025

今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階 TEL 0898-23-0170 FAX 0898-23-0758 [業務区域] 今治市・上島町

八幡浜支所

T796-8691

八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階 TEL 0894-22-2003 FAX 0894-22-3137

業務区域 八幡浜市·大洲市·西予市·内子町·伊方町

宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階 TEL 0895-22-6556 FAX 0895-22-6583 [業務区域] 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

がんばる中小企業のベストパートナー



